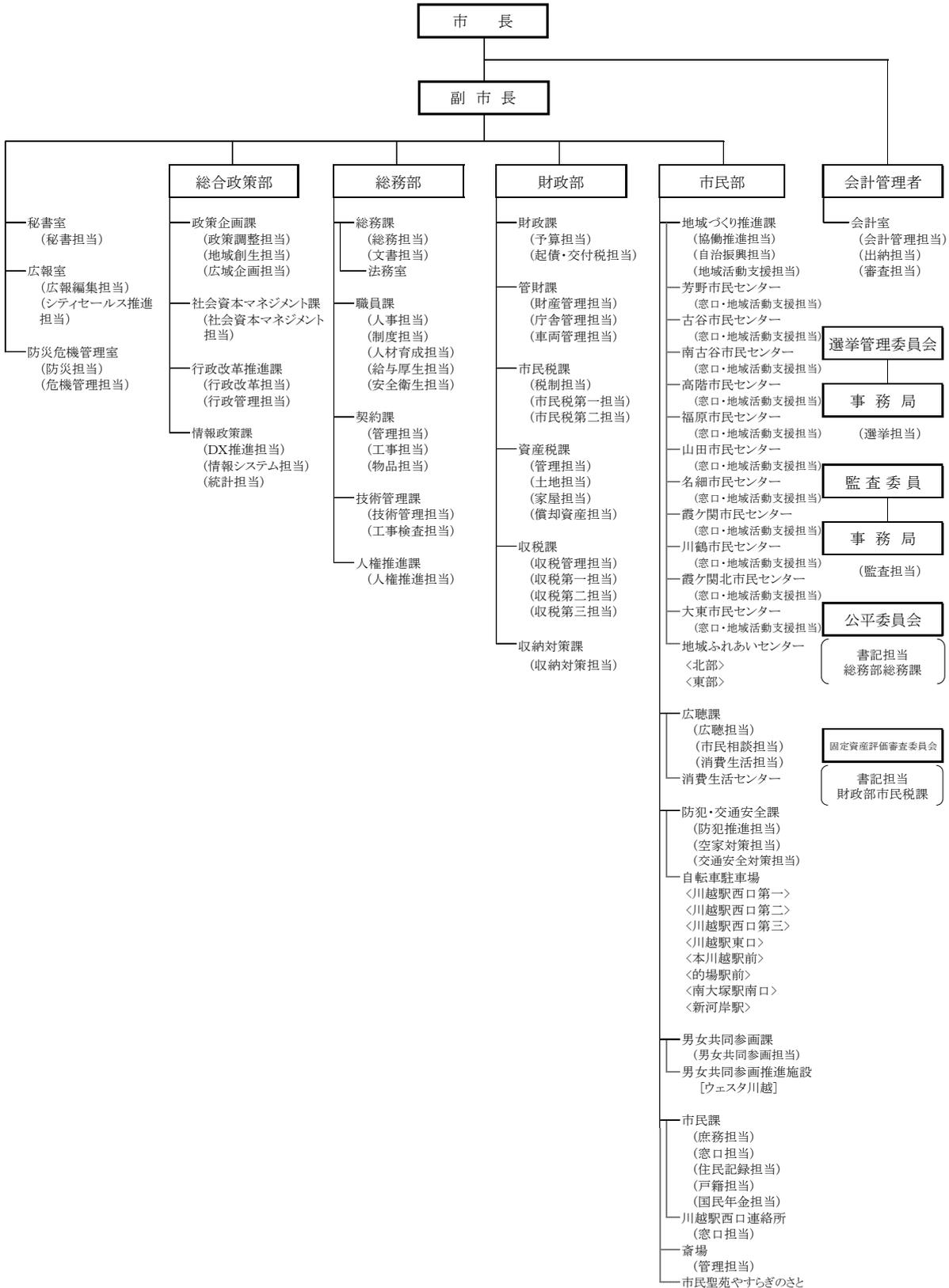


総務財政



総務財政

広 報 室

I 広 報

1 広 報

広報活動は、行政の意思及び執行状況などを市民に的確に伝えることにより、市民の市政への理解と参加協力を促す役割を担っている。また、市の魅力を高めるとともに、それらを戦略的かつ効果的に情報発信することにより、認知度を高め、「行きたいまち」「事業・起業したいまち」となること、さらには愛着や誇りが醸成され、「住みたい、住み続けたいまち」となることを実現し、将来にわたる活力の維持、一層の活性化を図る役割を担っている。

(1) 刊行物

		発 行			1部当たりの 制作費 (円・税込)	配 布		
		回数	時 期	部 数		対 象	方 法	
広報川越	A4版	12	毎月 1 日	168,207	} ※1	18.1	全世帯	委託
声の広報川越	CD	12	毎月 1 日	33		※2	視覚障害者等	郵送
点字広報川越	B5版	12	毎月 10 日ごろ	20		2,133.1	視覚障害者	郵送
市民のしおり	A4版	1	令和 5 年 7 月	174,000	0 ※3	全世帯※4	委託	
市勢要覧	A5版	1	令和 5 年 7 月	1,500	940.5	希望者	広報室	

※1 1回当たりの平均発行部数

※2 音訳者3人に、録音1回当たり1人1,030円×作成時間数を謝金として支払っている。

※3 市民のしおりは、民間事業者との協働発行により、市の費用負担はなく全世帯に配布した。

※4 市民のしおりは、発行時、全世帯に配布した以降は、市民課窓口などで転入手続の時に転入世帯に配布している。

(2) 主な広報媒体

- ① 毎月1回全世帯に配布する「広報川越」
- ② 川越市公式ホームページ
- ③ 川越市公式SNS (X (旧ツイッター)、フェイスブック、LINE、Instagram)
- ④ 川越市公式YouTubeチャンネル「川越市チャンネル」
- ⑤ 川越市シティプロモーション特設サイト「コエドカラー」

(3) 広報川越の配布

広報の配布については、シルバー人材センター等に委託し、市内全世帯に配布している。

配布委託料については、配布部数に応じて支払っている。

(4) 川越市公式ホームページのアクセス件数 (表示回数)

年 度	件 数	月 平 均
令和3年度	29,370,611	2,447,551
令和4年度	21,545,435	1,795,453
令和5年度	19,760,204	1,646,684

川越市公式ホームページ (<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>) 以下の全てのウェブページについて、Google アナリティクスが表示回数により集計

(5) 川越市公式X (旧ツイッター) (総合アカウント) の運用

年 度	ツイート件数	フォロワー数
令和3年度	1,536	30,001
令和4年度	2,090	31,927
令和5年度	2,031	33,333

川越市公式X (旧ツイッター) (総合アカウント) アドレス <https://twitter.com/KawagoeshiInfo>

(6) 川越市LINE 公式アカウントの運用

年 度	配信回数	友だち数
令和3年度	81	10,994
令和4年度	79	12,939
令和5年度	637	20,805

川越市LINE 公式アカウント運用開始日(令和3年7月15日)から集計

(7) 川越市公式YouTube チャンネルの運用

年 度	視聴回数	チャンネル登録者数
令和3年度	94,463	1,142
令和4年度	104,772	3,771
令和5年度	98,151	4,238

川越市公式YouTube チャンネル (川越市チャンネル) アドレス https://www.youtube.com/channel/UC_FsvmrZUJryDK_VHvGdBOA

防災危機管理室

I 防 災

1 川越市地域防災計画

川越市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川越市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る災害に関し、本市、川越地区消防組合、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体がその全機能を有効に発揮し、市民と協働して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めたものである。

本市では、令和 5 年度に川越市地域防災計画の修正を行った。

2 防災意識の普及高揚

地域で行われる防災訓練や防災講話へ埼玉県が認定した講師や職員の派遣をはじめ、自主防災組織の結成促進、防災ポスターコンクール及び防災用品の展示開催、防災用パンフレットやハザードマップの配布等により市民に対し防災意識の普及高揚を図っている。

防災講話等講師・職員派遣状況

年 度	派遣件数 (件)	参加人数 (人)	主な内容
令和 3 年度	17	692	防災訓練・防災講話
令和 4 年度	31	2, 152	防災訓練・防災講話
令和 5 年度	50	3, 153	防災訓練・図上訓練・防災講話

3 防災施設の整備及び防災用資機材の備蓄

災害時の非常用飲料水を確保するための災害用給水井戸の設置、備蓄品を保管するための災害備蓄庫及び備蓄品保管室の整備、迅速な情報連絡を図るための防災行政無線や衛星携帯電話の導入及び避難場所標識の設置等、防災施設の整備充実を図っている。なお、本市の防災行政無線（同報系）は、設備の老朽化や住環境の変化により難聴地域が発生していることなどを踏まえ、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年をかけて、アナログ方式からデジタル方式に設備の更新を行った。

また、備蓄品については、食料や生活必需品、応急対策用資機材等の備蓄に加え、東日本大震災や熊本地震の経験から、プライバシー確保のためのパーテーションや感染症防止のためのマスクなどの備蓄を進めている。

(1) 災害用給水井戸の設置状況

(令和6年4月1日現在)

年 度	設 置 数 (井)	設 置 場 所	能 力
昭和 57	2	かほく運動公園地内・高階南小学校地内	1井につき 216 t / 24h 深さ 100m
58	2	初雁中学校地内・野田中学校地内	
59	2	山田小学校地内・月越小学校地内	
60	1	大東中学校地内	
平成 7	9	城南中学校地内・川越第一中学校地内・富士見中学校地内 高階北小学校地内・古谷小学校地内・南古谷小学校地内 芳野小学校地内・名細小学校地内・霞ヶ関小学校地内	
8	3	仙波小学校地内・大東西小学校地内・川越西小学校地内	
9	2	市立川越高等学校地内・霞ヶ関西中学校地内	
10	1	鯨井中学校地内	

※ 一井について30,000人分の給水可能(1人1日=3ℓとして1日10h稼働した場合)

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況

(令和6年4月1日現在)

年 度	設 置 場 所	容 量 (m ³)
平成8	高階小学校地内	100

(3) 災害備蓄庫の建設状況

(令和6年4月1日現在)

年 度	場 所	面 積 (m ²)	構 造
昭和 56	仙波町4丁目18番地	117	鉄筋コンクリート造平屋建
57	岸町3丁目28番地9	142	鉄骨造平屋建
58	大字鯨井1118番地1	108	鉄筋コンクリート造平屋建
59	大字古谷上2968番地3	95	鉄筋コンクリート造平屋建
60	南台3丁目5	66	鉄筋コンクリート造平屋建
61	大字今福508番地	48	鉄筋コンクリート造平屋建
平成 4	大字砂77番地1	59	鉄骨造平屋建
〃	大字砂649番地3	52	鉄骨造平屋建
〃	伊勢原町5丁目5番地4	53	鉄筋コンクリート造平屋建
5	藤原町18番地6	13	コンクリート造平屋建
6	並木西町16番地	13	コンクリート造平屋建
8	宮下町1丁目21番地3	309	鉄骨造2階建
24	鯨井1216番地(なぐわし公園P i KOA内)	340	鉄骨造2階建
26	新宿町1丁目17番地17(ウエスタ川越内)	100	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

(4) 備蓄品保管室整備状況

(令和6年4月1日現在)

地区	設置場所	階数	教室	地区	設置場所	階数	教室	
本 庁	月越小学校	—	プレハブ物置	高 階	高階中学校	1	半	
	新宿小学校	2	半		寺尾中学校	3	半	
	今成小学校	—	プレハブ物置		川越初雁高校	—	プレハブ物置	
	中央小学校	3	半・体育館	福 原	福原小学校	1	半	
	川越小学校	3	半		福原中学校	1	半	
	泉小学校	—	体育館	大 東	武蔵野小学校	—	プレハブ物置	
	仙波小学校	—	プレハブ物置		大塚小学校	4	半	
	第一小学校	—	プレハブ物置		大東東小学校	1	1/4	
	城南中学校	1	半		大東西小学校	—	プレハブ物置	
	富士見中学校	4	半		大東中学校	1	半	
	野田中学校	—	プレハブ物置		大東西中学校	—	プレハブ物置	
	川越第一中学校	3	教材室		川越南高校	—	プレハブ物置	
	市立川越高校	—	プレハブ物置		霞ヶ関	霞ヶ関小学校	2	半
	川越女子高校	—	プレハブ物置			霞ヶ関西小学校	—	プレハブ物置
県立川越高校	B1	体育館棟地下	霞ヶ関南小学校			4	半	
川越工業高校	B1	クローバー館地下	霞ヶ関西中学校	4		全		
芳 野	芳野小学校	—	プレハブ物置	霞ヶ関中学校	3	準備室		
	芳野中学校	—	プレハブ物置	川越西高校	—	プレハブ物置		
古 谷	古谷小学校	—	プレハブ物置	川 鶴	川越西小学校	—	プレハブ物置	
	教育センター	3	エレベータホール		川越西中学校	—	体育館	
	東中学校	2	半	霞ヶ関北	霞ヶ関東小学校	4	半	
南古谷	南古谷小学校	—	体育館		霞ヶ関北小学校	2	全	
	牛子小学校	3	半		霞ヶ関東中学校	1	全	
	南古谷中学校	—	プレハブ物置	名 細	広谷小学校	4	半	
高 階	高階小学校	4	全		上戸小学校	1	半	
	寺尾小学校	3	半		名細小学校	3	半	
	高階西小学校	2	半		名細中学校	2	半	
	高階北小学校	3	体育館		鯨井中学校	3	半	
	高階南小学校	2	半	山 田	山田小学校	—	プレハブ物置	
	高階西中学校	4	半		山田中学校	—	プレハブ物置	
	砂中学校	1	半					

(5) 主な備蓄品の状況

(令和6年4月1日現在)

備蓄品	数	備蓄品	数	備蓄品	数
災害対策用パン	58,389食	コードリール	572台	水道铸铁管	各種
アルファ米	68,500食	土のう袋	11,605袋	ろ水機	7台
おかゆ	18,600食	排水ポンプ	68台	路上給水装置	32基
毛布	17,713枚	メガホン	252個	可搬式給水タンク	1個
釜	29基	懐中電灯	999個	給水用ポリタンク	1,716個
発電機	164基	ロープ	539巻	ワンタッチパーテーション	1,500個
投光器	699基	非常用キャンドル	132個	簡易段ボールベッド	150個

(6) 防災行政用無線の概要

固定系親局 防災危機管理室内、遠隔制御器（川越地区消防組合）

固定系子局 市内295局

4 災害時の相互応援体制の確立

地震時の大災害時において被害者の救援等の応急措置を相互に応援するため、群馬県高崎市をはじめとする67の協定を締結している。

災害時における応援協定締結状況

(令和6年4月1日現在)

番号	締結年月日	協 定 名	相 手 方
1	昭和60年8月3日	災害時における相互応援に関する協定書	群馬県高崎市
2	平成6年3月22日	災害時等における精米の優先供給に関する協定	(株)イトーセーブ
3	平成7年3月27日	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	朝日航洋(株)
4	平成8年7月9日	震災時における緊急設備支援に関する協定	(株)セレスポ
5	平成8年8月1日	災害時の避難場所相互利用に関する協定	さいたま市
6	平成9年12月18日	災害時の情報提供等に関する協定	市内タクシー会社9社
7	平成10年6月1日	災害時における相互応援に関する協定	坂戸市、鶴ヶ島市、川島町 毛呂山町、越生町
8	平成10年11月18日	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	(一社)埼玉県エルピーガス協会 川越支部
9	平成11年1月25日	災害時における相互応援に関する協定	福島県棚倉町
10	平成11年3月24日	災害時における防災施設の運営に関する協定	川越公園管理事務所
11	平成12年5月29日	災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会川越支部
12	平成15年1月22日	災害時における相互応援に関する協定	東京都八王子市
13	平成15年9月1日	中核市災害相互応援協定	中核市災害相互応援協定締結市
14	平成16年12月22日	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	コカ・コーライーストジャパン(株)
15	平成17年7月1日	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	(一社)埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉西部支部
16	平成18年7月7日	災害時等における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	いるま野農業協同組合
17	平成18年7月7日	災害時における特別法律相談に関する協定	埼玉弁護士会川越支部
18	平成19年5月1日	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び県内市町村
19	平成21年3月30日	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	埼玉電気工事工業組合
20	平成21年6月8日	災害時におけるバス利用に関する協定	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会
21	平成23年2月1日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
22	平成24年6月25日	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	埼玉県石油商業組合川越支部
23	平成24年8月1日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
24	平成24年9月3日	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	(公社)埼玉県柔道整復師会川越支部
25	平成25年8月30日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい

番号	締結年月日	協 定 名	相 手 方
26	平成25年11月28日	災害時における飲料水の提供に関する協定	(株)伊藤園
27	平成26年2月以降	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内特別支援学校ほか28件
28	平成26年2月20日	災害時における葬祭協力等に関する協定	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会
29	平成27年11月25日	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会
30	平成27年12月25日	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)川越市医師会
31	平成27年12月25日	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	(一社)川越市医師会
32	平成28年3月14日	防災情報等の放送に関する協定	(株)ジェイコム埼玉・東日本
33	平成28年3月25日	災害時における生活物資等の供給に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン
34	平成28年6月1日	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定	川越第一ホテル、川越プリンスホテル、 川越温泉湯遊ランド・ホテル三光
35	平成28年7月28日	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会
36	平成28年10月24日	災害時における仮設備等の優先提供に関する協定	グランド産業(株)
37	平成28年11月17日	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会
38	平成29年5月31日	川越市と川越市内郵便局との包括提携協定 (災害発生時の協力に関する覚書)	川越西郵便局
39	平成29年7月11日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン
40	平成30年5月9日	災害時における応急復旧業務に関する協定	川越市建設業協会
41	平成30年8月29日	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	(公社)埼玉県不動産鑑定士協会
42	平成30年10月30日	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)マミーマーケット
43	平成31年1月30日	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ヤオコー
44	平成31年3月1日	災害時における食糧供給等の協力に関する協定	山崎製パン(株) 埼玉工場 埼玉第一工場
45	令和元年6月27日	災害時における相互協力に関する協定	川越少年刑務所
46	令和元年12月25日	災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定	モスト技研(株)
47	令和2年1月28日	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)川越市歯科医師会
48	令和2年2月14日	災害時応援協定	(公社)川越青年会議所
49	令和2年3月31日	災害時における応急復旧業務に関する協定	川越緑地協会
50	令和2年8月18日	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ
51	令和2年8月19日	災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定	ネットヨタ東埼玉(株)
52	令和2年9月14日	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	(株)OSG コーポレーション
53	令和2年9月28日	水害時における施設の利用に関する協定	学校法人城北埼玉学園

番号	締結年月日	協 定 名	相 手 方
54	令和 2 年 9 月 28 日	水害時における施設の利用に関する協定	医療法人聖心会
55	令和 2 年 10 月 13 日	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)川越支社
56	令和 2 年 11 月 9 日	水害時における施設の利用に関する協定	(株)ピーアンドディコンサルティング 及び(株)ウニクス
57	令和 2 年 12 月 22 日	災害時における物資提供等の協力に関する協定	ムサン王子コンテナ(株)
58	令和 3 年 2 月 19 日	災害時等における物資供給に関する協定	(株)出羽紙器製作所
59	令和 3 年 4 月 12 日	災害時における車両貸出及び給電等に関する協定	アースシグナル(株)
60	令和 3 年 5 月 17 日	災害時緊急放送に関する協定	(株)小江戸 FM
61	令和 3 年 6 月 23 日	風水害時における車両避難場所としての駐車場利用確認書	イオンタウン(株)
62	令和 3 年 8 月 18 日	水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定	学校法人東洋大学
63	令和 3 年 10 月 25 日	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ふくしま
64	令和 3 年 12 月 22 日	災害時応援協定	(株)原一
65	令和 4 年 2 月 17 日	川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人川越市社会福祉協議会
66	令和 4 年 3 月 28 日	災害時における資機材の優先提供に関する協定	(株)ワンウェイ
67	令和 4 年 11 月 15 日	水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定	(株)丸広百貨店

5 自主防災組織

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自発的意思により結成する組織のことで、市としては、実践的・継続的な活動を行えるように、自治会を単位とした組織作りを呼び掛けている。令和 6 年 4 月 1 日現在、221 組織が活動している。

6 川越市指定緊急避難場所等一覧表

本市では、地震災害時など、市民が安全に身を守ることができる場所を選んで、次のとおり指定緊急避難場所等を指定している。

日頃から指定緊急避難場所及び指定避難所までの最も安全な経路を確かめておき、いざという時に家族との連絡が取れるよう話し合っておくことが必要である。

指定緊急避難場所及び指定避難所までの経路は 1 か所だけでなく、2 か所確かめておくことが大切である。

・指定緊急避難場所

身の安全を確保するために一時的に避難する場所（公園、グラウンド、学校の校庭など）

・指定避難所

家屋などの倒壊のおそれがある場合などに、避難生活を送るための施設（学校の体育館など）

指定緊急避難場所の指定状況

(令和6年4月1日現在)

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
本庁中央	1	川越第一中学校	小仙波町 5-6	○	○	○	○	○
	2	川越総合高等学校	小仙波町 5-14	○	○	○	○	○
	3	中央小学校	中原町 1-25	○	○	○	○	○
	4	川越工業高等学校	西小仙波町 2-28-1	○	○	○	○	○
	5	仙波小学校	富士見町 4-1	○	○	○	○	○
	6	川越女子高等学校	六軒町 1-23	○	○	○	○	○
	7	川越工業高等学校グラウンド	大字小仙波 847	×	×	○	○	—
本庁南	8	市立川越高等学校	旭町 2-3-7	○	○	○	○	○
	9	城南中学校	新宿町 3-19-1	○	○	○	○	○
	10	新宿小学校	新宿町 6-9-1	○	○	○	○	○
	11	岸町健康ふれあい広場	岸町 3-32	×	×	○	○	—
	12	野田中学校	野田町 2-19-14	○	○	○	○	○
	13	富士見中学校	東田町 17-1	○	○	○	○	○
	14	泉小学校	大字小室 463	●2	●2	○	○	○
	15	山村学園高等学校第一運動場	大字野田 1311-84	×	×	○	○	—
本庁北	16	星野高等学校第二校舎	石原町 2-71-11	×	×	○	○	—
	17	濯紫公園	喜多町 8-10	×	×	○	○	—
	18	川越小学校	郭町 1-1-1	○	○	○	○	○
	19	やまぶき会館	郭町 1-18-1	×	×	○	○	—
	20	川越第一小学校	郭町 1-21	○	○	○	○	○
	21	川越高等学校	郭町 2-6	○	○	○	○	○
	22	初雁公園	郭町 2-13-1	×	×	○	○	—
	23	月越小学校	月吉町 51	●2	●2	○	○	○
	24	初雁中学校	宮下町 1-21-3	○	○	○	○	○
	25	市民グラウンド	宮元町 23-22	×	×	○	○	—
	26	今成小学校	今成 2-42-1	●2	●2	○	○	○

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
芳野	27	芳野中学校	大字石田本郷 733	●2	●2	○	○	○
	28	農業ふれあいセンター	大字伊佐沼 887	×	×	○	○	—
	29	芳野小学校	大字鴨田 331	●2	●2	○	○	○
	30	カライ川越・芳野台体育館	芳野台 1-103-57	×	×	○	○	—
	31	伊佐沼公園	大字伊佐沼 584	×	×	○	○	—
古谷	32	東中学校	大字小中居 278	●3	●3	○	○	○
	33	川越運動公園	大字下老袋 388-1	●2	●2	○	○	—
	34	古谷小学校	大字古谷上 5465	●3	●3	○	○	○
	35	教育センター	大字古谷上 6083-10	●2	●2	○	○	○
南古谷	36	牛子小学校	大字牛子 418	●3	●3	○	○	○
	37	南古谷小学校	大字木野目 1451	●3	●3	○	○	○
	38	南古谷中学校	大字久下戸 3721	●3	●3	○	○	○
	39	城北埼玉高等学校	大字古市場 585-1	●2	●2	○	○	—
	40	並木西町公園	並木西町 16	×	×	○	○	—
	41	東邦音楽大学校庭	大字今泉 84	×	×	○	○	—
	42	川越東高等学校	大字久下戸 6060	×	×	○	○	—
高階	43	砂中学校	大字砂 260	●3	●3	○	○	○
	44	高階運動広場	大字砂 451-1	×	×	○	○	—
	45	高階小学校	大字砂新田 58	○	○	○	○	○
	46	川越初雁高等学校	大字砂新田 2564	○	○	○	○	○
	47	高階西中学校	大字砂新田 2593	○	○	○	○	○
	48	寺尾小学校	大字寺尾 979-2	●3	●3	○	○	○
	49	寺尾中学校	大字寺尾 1068	●3	●3	○	○	○
	50	高階中学校	大字藤間 10	○	○	○	○	○
	51	高階西小学校	大字藤間 1102	○	○	○	○	○
	52	高階北小学校	砂新田 1-16-1	●2	●2	○	○	○
	53	高階南小学校	諏訪町 12-3	○	○	○	○	○
	54	藤原町第二公園	藤原町 18-6	×	×	○	○	—

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
福原	55	福原小学校	大字今福 508	○	○	○	○	○
	56	福原中学校	大字今福 512	○	○	○	○	○
	57	南文化会館(ジョイフル)	大字今福 1295-2	○	○	○	○	—
大東	58	川越(水上)公園	大字池辺 880	×	×	○	○	—
	59	大東西中学校	藤倉 1-1-1	○	○	○	○	○
	60	武蔵野小学校	むさし野 14-1	○	○	○	○	○
	61	大東東小学校	豊田本 4-16-1	○	○	○	○	○
	62	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	○	○	○	○	○
	63	大東中学校	南大塚 1-20-1	○	○	○	○	○
	64	大塚小学校	大塚 2-10-1	○	○	○	○	○
	65	大東西小学校	大字山城 32-5	○	○	○	○	○
	66	南台かすみ公園	南台 2-10	×	×	○	○	—
	67	南台ふじみ公園	南台 3-5	×	×	○	○	—
	68	尚美学園大学川越キャンパス	豊田町 1-1-1	×	×	○	○	—
	69	川越少年刑務所鍛錬所前駐車場	南大塚 6-40-1	×	×	○	○	—
	霞ヶ関	70	霞ヶ関中学校	大字笠幡 72	○	○	○	○
71		霞ヶ関小学校	大字笠幡 177	○	○	○	○	○
72		川越西高等学校	大字笠幡 2488-1	○	○	○	○	○
73		霞ヶ関西中学校	大字笠幡 3464-3	○	○	○	○	○
74		霞ヶ関西小学校	大字笠幡 3971-4	●2	●2	○	○	○
75		秀明高等学校	大字笠幡 4792	×	×	○	○	—
76		霞ヶ関南小学校	かすみ野 1-1-4	○	○	○	○	○
77		水久保第一公園	かすみ野 1-10	×	×	○	○	—
78		的場たぬき山公園	的場 1-19	×	×	○	○	—
79		的場原公園	的場 2-17	×	×	○	○	—
80		東京国際大学第2キャンパス	大字的場 2509	×	×	○	○	—
81		特別支援学校埴保己一学園	大字笠幡 85-1	×	×	○	○	—

地区	NO.	指定緊急避難場所	所在地	対象とする災害				指定避難所との重複
				洪水	内水氾濫	地震	崖崩れ	
川鶴	82	川越西中学校	川鶴 1-1	○	○	○	○	○
	83	川越西小学校	川鶴 1-5	○	○	○	○	○
	84	笠幡公園	川鶴 2-7	×	×	○	○	—
霞ヶ関北	85	霞ヶ関東中学校	大字的場 2706	●2	●2	○	○	○
	86	霞ヶ関東小学校	大字的場 2735-2	●2	●2	○	○	○
	87	東京国際大学第1キャンパス	的場北 1-13-1	×	×	○	○	—
	88	かほく運動公園	霞ヶ関北 6-30-1	×	×	○	○	—
	89	霞ヶ関北小学校	伊勢原町 5-1-1	○	○	○	○	○
	90	御伊勢塚公園	伊勢原町 3-3	×	×	○	○	—
名細	91	上戸小学校	大字上戸 390-1	●2	●2	○	○	○
	92	鯨井中学校	大字鯨井 562-2	●2	●2	○	○	○
	93	東洋大学川越キャンパス	大字鯨井 2100	×	×	○	○	—
	94	名細中学校	大字小堤 14	○	○	○	○	○
	95	名細小学校	大字小堤 214	●2	●2	○	○	○
	96	広谷小学校	大字下広谷 558-1	○	○	○	○	○
	97	西文化会館(メト)	大字鯨井 1556-1	○	○	○	○	—
	98	みよしの公園	大字吉田 685-1	×	×	○	○	—
	99	あおい公園	上戸新町 36-5	×	×	○	○	—
	100	なぐわし公園	大字鯨井 1216	×	×	○	○	—
山田	101	山田小学校	大字山田 167	●2	●2	○	○	○
	102	山田中学校	大字山田 550	●2	●2	○	○	○
	103	城西大学付属川越高等学校	大字山田 1042	×	×	○	○	—
	104	北部地域ふれあいセンター	大字山田 1578-1	×	×	○	○	—

注) 表中の「対象とする災害」欄の表記は「○：使用可、●2：2階以上使用可、●3：3階以上使用可、×：使用不可」を表す。

総合政策部

I 政策

1 第四次川越市総合計画

(1) 総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものである。第四次川越市総合計画は、川越市総合計画策定条例に基づき策定した計画で、平成 28 年度以降 10 年間のまちづくりの指針となるものである。

計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層から構成される。「基本構想」は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想であり、「基本計画」は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画であり、「実施計画」は、基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画である。

(2) 計画の特徴

第四次川越市総合計画は、日本が直面する少子高齢化に伴う人口減少社会に、市としていかに対処し持続ある社会を形成するかを主眼を置くとともに、「子ども・子育て」を新たな柱として計画に位置付け、少子化対策や子育て支援に取り組むこととし、さらに「住民自治の推進」を新たな施策に位置付け、住民自治に資する仕組の充実に努めることとした。

また、本市の人口については、計画に位置付けた施策を確実にを行うことにより、人口 35 万人を目指すこととしている。

(3) 基本構想の理念

基本構想を定めるに当たっての市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものである。川越市民憲章の考え方を尊重し、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を定めた。

基本構想の理念

■人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人與人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくります。

■魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいまちをつくります。

■持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に向けて、平和で安全に、安心して過ごせるまちをつくります。

(4) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を定めた。

将来都市像

人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越

(5) 分野別の基本目標と施策

将来都市像を実現するために、8つの分野別の基本目標を定め、52の施策を位置づけた。

分野別の基本目標と施策

① 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち —子ども・子育て—

- 1 少子化対策の推進
 - 2 児童福祉の推進
 - 3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実
 - 4 青少年健全育成の推進
-

② 住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち —福祉・保健・医療—

- 5 高齢者福祉の推進
 - 6 障害者福祉の推進
 - 7 地域福祉の推進
 - 8 社会保障の適正運営
 - 9 健康づくりの推進
 - 10 保健衛生・医療体制の充実
-

③ 歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち —教育・文化・スポーツ—

- 11 生涯学習活動の推進
 - 12 生きる力を育む教育の推進
 - 13 教育環境の整備・充実
 - 14 文化芸術活動の充実
 - 15 文化財の保存・活用
 - 16 多文化共生と国際交流・協力の推進
 - 17 生涯スポーツの推進
-

④ 安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち —都市基盤・生活基盤—

- 18 協働による計画的なまちづくりの推進
- 19 市街地整備の推進
- 20 景観まちづくりの推進
- 21 道路交通体系の整備
- 22 交通ネットワークの充実

- 23 治水事業の推進
- 24 水道水の安定供給
- 25 公共下水道事業の充実
- 26 公園・緑地の充実
- 27 良好な住環境の創出

⑤ 地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち

—産業・観光—

-
- 28 産業界間の連携と中小企業支援
 - 29 就労の支援と労働環境の改善
 - 30 農業の振興
 - 31 商業の振興
 - 32 工業の振興
 - 33 観光の振興
-

⑥ 地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち

—環境—

-
- 34 環境活動の推進
 - 35 地球温暖化対策の推進
 - 36 循環型社会の構築
 - 37 自然共生の推進
 - 38 生活環境の保全
-

⑦ 地域で支え合う、安全で安心なまち

—地域社会・市民生活—

-
- 39 地域コミュニティ活動の推進
 - 40 平和で思いやりのある社会づくり
 - 41 男女共同参画の推進
 - 42 防災体制の整備
 - 43 消防・救急体制の充実
 - 44 防犯対策の推進
 - 45 交通安全対策の推進
 - 46 市民生活の支援
-

⑧ つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

—住民自治・行財政運営—

-
- 47 住民自治の推進
 - 48 行政経営マネジメントの推進
 - 49 社会資本マネジメントの推進
 - 50 情報化施策の推進
 - 51 広域的な連携の推進
 - 52 時勢に応じた施策の推進
-

2 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 実施の目的

国では、進行する人口減少問題に本格的に取り組んでいくため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月には、全国の現状と将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5か年の国の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。さらには、令和元年12月に、第2期となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

また、令和4年12月23日に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂。デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定した。

本市は、東京圏にありながらも、他の地方都市と同様、少子高齢化が進行する中で人口減少期を迎えることが予測されていることから、国の地方創生の動きを好機として生かし、人口減少問題及び経済規模の縮小等へ積極的に対応するため、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これに基づく取組を推進していく。

(2) これまでの取組

本市における地方創生の取組を推進するため、平成28年1月に「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、公表した。策定に当たっては、学識経験者、市内の公共的団体、金融機関の代表者等を委員とする「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を開催し、答申を踏まえて策定した。

現在は、第四次川越市後期基本計画に同戦略の考え方を継承し、地方創生の取組を包含する形で、関係機関と調整を図りながら取り組んでいる。

(3) 今後の取組

令和8年度を始期とする第五次川越市総合計画において「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本市が目指す将来都市像の実現に向け、総合計画と総合戦略を一体的に進めていくことが有効であると考え、これまでと同様、総合計画に総合戦略を包含することとし、策定作業に取り組んでいる。

3 広域行政

近年、交通網の整備、情報化の進展などに伴い、住民の日常生活圏が拡大するとともに、社会経済状況の変化や地球環境問題への対応など、行政に対する住民ニーズは多様化・広域化してきた。

こうした中、住民ニーズに的確に対応し、行財政の効率的な運営を図るためには関係する市町村が連携・協力して広域的な行政を推進する必要がある。

(1) 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会は、生活都市圏が密着している3市4町（川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町、鳩山町）で構成され、構成市町が相互に補完し合い、一つの都市圏として発展すべく昭和62年9月、任意の協議会として設立された。平成28年4月、第3次埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）を策定し、現在、次の事業を推進している。

- ① 図書館などの公共施設の相互利用
- ② 広報紙相互掲載
- ③ 災害時における相互応援協定
- ④ 観光PR及び広域観光キャンペーンの実施
- ⑤ 協議会公式SNSアカウントによる都市圏の魅力の発信

4 地方分権

(1) 中核市制度の概要

中核市制度は、一定規模の行財政能力のある都市に対して都道府県の権限を移譲し、住民に身近な行政を実現するために平成6年に創設された制度で、令和6年4月1日時点では本市を含め62市が中核市に移行している。県内では、本市と川口市及び越谷市が中核市となっている。

中核市に移譲される事務は、民生行政、保健衛生行政、環境行政、都市計画行政等の多岐の分野にわたっているが、本市については約2,500項目の事務が埼玉県から移譲された。

また、中核市は地域保健法により保健所を設置することとなる。本市においても中核市移行と同時に地域保健対策の中核的機能を担うため、市立保健所を設置した。

埼玉県から本市に移譲された中核市関連の主な事務

区 分	事務項目数	主 な 事 務
民 生 行 政	337	社会福祉法人等の指導監査、身体障害者手帳の交付等
保 健 衛 生 行 政	355	飲食店の営業許可、結核患者への医療費負担等
環 境 行 政	119	ダイオキシン類の監視、振動・悪臭の規制等
都市計画・建設行政	432	屋外広告物の掲出の規制、開発審査会の設置等
産 業 ・ 経 済 行 政	43	計量器の定期検査等
文 教 行 政	11	県費負担教職員の研修等
そ の 他	11	激甚災害の財政援助に関する事務等
保健所政令市関係	1,146	診療所の開設許可、理容所、美容所の開設届の受理等
合 計	2,454	

(2) 地方分権改革の推進

平成11年第1次地方分権改革一括法が成立し、国と地方は「対等・協力」の関係となり、機関委任事務の廃止や国の関与に係る基本ルールなど、地方分権の理念・基礎が形成された。埼玉県においても、国の動きと同様に分権を推進するための「埼玉県分権推進計画」が同年に策定されている。

平成18年に地方分権改革推進法が成立し、地方に対する規制の緩和や事務・権限の移譲が更に進められることとなった。さらに、平成26年からは、地方公共団体が抱える業務上の支障事例から、全国的な制度改正の提案を広く募る「提案募集方式」が導入されている。

これら地方分権の流れは、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視する方向性を示しており、本市では、より市民に近い行政を行うため国や県の分権制度の活用に加え、中核市として、中核市市長会を通じ国に対する提言活動など、地方分権に係る諸活動を行っている。

Ⅱ 社会資本マネジメント

1 実施の目的

市では、市民生活と経済活動を支える基盤である学校、公民館、道路、上下水道など、様々な社会資本を昭和40年代半ばから50年代半ばにかけて集中的に整備してきた。

このことは、人口急増に伴う市民サービスへの需要の高まりに対応したことが背景になっている。

社会資本のうち、学校や公民館などの公共施設については、その多くが今後の10年から30年の間に更新の時期を迎え、また、道路、上下水道などのインフラも老朽化が進んでいる。

今後、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により社会資本の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、総合的かつ長期的な視点を持って、整備・更新、保全・長寿命化等を計画的に行うことにより社会資本の適正な配置を行い、需要の変化に対応した継続的な市民サービスの提供と社会資本に係る財政負担の軽減や平準化を図る。

2 これまでの取組

本市が所有し、又は管理する公共施設の利用状況やコスト情報などを可視化し、市民の方々への情報公開を行うため、平成25年3月に「川越市公共施設マネジメント白書」を策定した。

平成26年度以降、総務省から策定の要請があった公共施設等総合管理計画の策定に向けた検討を行い、平成28年6月、老朽化が進行する公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などに計画的に対応するための方針である「川越市公共施設等総合管理計画」を策定した。

その後、「川越市公共施設等総合管理計画」で示した基本方針や施設類型別のマネジメント方針を踏まえた、施設ごとの具体的な取組を示す「個別施設計画」の策定を進め、道路舗装、橋りょうに係る個別施設計画を平成31年3月に、公共施設に係る個別施設計画を令和2年10月に、排水機場、排水ポンプ場に係る個別施設計画を令和3年3月に策定した。

なお、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成30年2月）で新たに示された、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等の項目に対応することを主な目的として「川越市公共施設等総合管理計画」を令和4年1月に改訂した。

また、公共施設に係る個別施設計画において、計画に基づく取組の進捗を反映するため、「個別施設計画（公共施設編）」を令和5年9月に追補版として改訂した。

Ⅲ 行政改革推進

本市では、地方分権や多様化する行政需要に的確に対応するため、事務事業の見直しや、組織機能の簡素合理化、民間活力の導入などにより、市民サービスの充実と行政コストの抑制に努めている。

1 行政改革

本市では、平成 18 年 4 月に「川越市集中改革プラン」及びその取組事項を示す「集中改革プラン実施プログラム」を策定し、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与等の適正化等の具体的な取組を実施してきた。

しかしながら、少子高齢化に伴う介護や医療等に係る社会保障費の増大、子育て支援や教育環境の整備等の行政需要への対応等により、経常的な支出の割合が非常に高い財政構造となるとともに、不測の事態に備える財政調整基金の残高が低い水準となっている。

このような状況であっても、将来にわたり様々な行政課題に対応し、安定的に行政サービスを提供し続けていけるよう令和 3 年 10 月に「川越市行財政改革推進計画」及び取組項目の進捗管理を図るため令和 4 年 3 月に「同アクションプラン」を策定し、令和 7 年度までを計画期間として、「経常収支比率 95%以下」「財政調整基金の年度末残高 50 億円以上」の目標を掲げ、事務事業の見直しや民間委託等の推進など 20 の項目に取り組んでいる。

2 組織管理

行政組織については、社会環境の変化に応じた簡素で効率的な組織を目指し、定期的に見直しを行っている。

主な組織改正は、過去 10 年間に於いて、平成 28 年に行っており、政策立案、政策調整機能の強化を図るとともに、重点的に取り組むべき課題に対応するため、政策財政部を総合政策部と財政部に分割し、機能別にそれぞれの部門の強化を図った。

今後も、地方分権の進展や市民のニーズに対応できる行政を確立するため、見直していく予定である。

市長部局における行政組織の変遷

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人 口	352,896	352,986	352,836
部 相 当	12	12	12
課 相 当	76	76	76

※ 人口は各年度とも 4 月 1 日現在

3 事務改善

これまで、「川越市事務改善提案規程」に基づく事務改善提案を実施してきたが、平成 27 年度からは、「川越市職員業務改善運動実施要領」に基づく業務改善運動（職員が取り組んだ改善事例の報告）を実施し、職員の改善意識の向上を図るとともに、改善事例を庁内で共有することにより、市民サービスの向上、事務の効率化等を行っている。

4 行政評価

本市の行政評価制度は、平成15年度から事務事業評価を実施している。令和5年度からは、それまでの事務事業評価における課題であった予算、決算との連携を図るほか、総合計画実施計画、予算編成等に効果的に活用できる仕組みを構築するなどの見直しを行った。

令和6年度は、第四次川越市総合計画後期基本計画の取組施策に紐づく事業や事業規模等を基に評価対象事業を選定の上、一次評価を実施し、評価した事業の一部について二次評価を行い、評価の客観性の向上を図っている。

IV 行政デジタル化施策

1 行政デジタル化施策の概要

近年、オンラインサービスの充実等によって、あらゆる手続がオンラインで完結する社会の仕組みが構築されようとしている。国は「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」を策定し、行政が社会情勢の変化に取り残されないよう、各自治体に対し、計画に基づいて各種施策に取り組むよう求めている。

本市も、社会情勢や国の動向を踏まえ、本市行政のデジタル化をさらに推進するため、令和4年4月に「川越市行政デジタル化推進プラン」を策定し、デジタルを活用した業務改革を進めるとともに、情報セキュリティ対策や人材育成の更なる充実を図っている。

2 行政デジタル化施策の経過

- 平成 8 年度 川越市公式ホームページを開設し、観光情報を中心とした情報提供開始
- 平成 10 年度 市政全般に関する情報提供開始
- 平成 13 年度 図書館蔵書検索・予約システム稼働
- 平成 14 年度 申請用紙ダウンロードサービス開始
- 平成 15 年度 例規集検索システム稼働
 - 川越市情報セキュリティポリシー制定
 - 防災気象情報提供開始
 - 市議会議事録検索システム稼働
- 平成 16 年度 総合施設案内及び地図案内（小江戸川越マップ）サービス開始
- 平成 17 年度 電子申請システム稼働
 - 「川越市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」制定
- 平成 18 年度 メール配信サービス開始
- 平成 20 年度 公共施設予約システム稼働
- 平成 24 年度 ツイッター（防災情報）アカウント開設
 - ICT-BCP（ICT部門における業務継続計画）策定
- 平成 25 年度 ツイッター総合アカウント開設
- 平成 26 年度 川越市公式ホームページリニューアル
- 平成 27 年度 「川越市情報化推進プラン（2016～2020）」策定
- 平成 28 年度 川越市CSIRT設置要綱制定
- 平成 29 年度 埼玉県自治体情報セキュリティクラウドへ接続
- 令和元年度 埼玉県市町村共同クラウドへ接続
- 令和 4 年度 「川越市行政デジタル化推進プラン（2022～2025）」策定
 - LINE公式アカウント開設
- 令和 5 年度 「川越市DX推進宣言」表明
 - LINE予約・通報（情報提供）機能開始
 - 手続案内サービス（手続ガイド）開始

3 「川越市行政デジタル化推進プラン（2022～2025）」の取組

「川越市行政デジタル化推進プラン（2022～2025）」は、「第四次川越市総合計画後期基本計画」の「第8章 No. 50 情報化施策の推進」の目的である「ICTを活用し、市民の利便性の向上や効率的な行財政運営を行うこと。」の実現に向けて、本市行政のデジタル化の推進を目的として令和4年4月に策定し、以下の施策に取り組んでいる。

（1） 行政サービスのデジタル化

- ① 行政手続のオンライン化の推進
- ② 窓口のデジタル化の推進
- ③ WEB会議の利活用
- ④ SNSの利活用

（2） 庁内事務のデジタル化

- ① AI・RPA等のデジタル技術の利活用
- ② テレワークの推進
- ③ ペーパーレス化の推進
- ④ 国の施策に基づく取組の実施

（3） データの利活用

- ① オープンデータの推進
- ② データ利活用環境の整備及びEBPMの推進

（4） 経営資源の整備及び配慮すべき事項

- ① デジタル人材の育成・確保
- ② デジタルデバイドに配慮した取組の推進
- ③ ICT-BCPの着実な実施
- ④ 情報セキュリティ対策の徹底
- ⑤ 適正なシステム運用の推進

V 電 算 事 務

1 電算事務

本市は、昭和44年4月に汎用電子計算機を導入し、税関係処理、水道料金・下水道使用料計算、給与計算など広範な事務の電算化を行った。その後、住民情報など各種オンラインシステムの開発も積極的に進め、汎用電子計算機を利用した業務システムが飛躍的に拡大した。

平成26年には、汎用電子計算機と連動する各種業務システムのサーバ機器を仮想化技術で集約・統合する統合基盤システムを導入し、サーバ環境の最適化並びにシステム運用・保守の統一性を図り、情報保全の確実性を高めながら運用を行ってきた。

しかし、法改正に伴うプログラム改修対応などのシステム維持管理事務の負担増、システムの安定的な運用や情報セキュリティの向上などの課題を解決するため、パッケージシステムの利用及びクラウド化を推進することとし、「住民記録」「税」「国民健康保険」などを中心とする基幹システムのクラウド化が令和4年12月に完了したため、令和4年度末で汎用電子計算機の運用を停止した。

制度面においては、平成28年からマイナンバー制度の運用が開始された。今後、社会保障・税制度等の行政手続きにとどまらず、市民サービス向上及び行政事務の効率化のために一層拡充されていくことが想定される。

2 住民記録・税・国民健康保険システムなどのクラウド化とシステム標準化

令和2年1月に基幹業務の根幹である「住民記録」「税」「国民健康保険」業務等をクラウド利用型のパッケージシステムに、令和5年1月に福祉・医療系のシステムについても同様に移行した。

(主な利用業務)

- | | | |
|-----------|---------------|---------|
| ・住民記録業務 | ・印鑑登録業務 | ・国民年金業務 |
| ・国民健康保険業務 | ・住民税（個人・法人）業務 | ・事業所税業務 |
| ・軽自動車税業務 | ・税込納業務 | ・生活保護事務 |
| ・障害者福祉事務 | ・児童手当事務 | ・介護保険事務 |

ほか

また、国が令和3年9月に策定したDX推進計画の施策の一つとして、共通仕様のシステム導入による人的・財政的負担削減、住民サービス向上、行政の効率化を目的とした「自治体情報システムの標準化・共通化」が掲げられたため、国が目標とする令和7年度末を目指し、ガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行に向けた作業（対象は20業務）を行っている。

VI 統計事務

1 統計事務の概要

本市では、法定受託事務として、各種基幹統計調査を実施するとともに、統計調査員の確保及び資質向上を図るため、「川越市統計調査員希望者確保対策要綱」を定め、調査を円滑に実施するための体制づくりに努めている。

また、各種統計資料を収集し、行政関連業務統計・各種基幹統計調査結果を中心に編集した「統計かわごえ」と、年齢別・町字別の「人口統計」を作成し、本市の基礎的な行政資料にするとともに、一般利用者にもホームページ・冊子等で公開している。

基幹統計調査

国・県の委託を受け実施する統計調査は以下のとおりである。(○印は令和6年度実施)

統計調査名	実施者	調査周期
国勢調査	総務省	5年毎
経済センサス	総務省・経済産業省	5年毎
○ 学校基本調査	文部科学省	毎年
住宅・土地統計調査	総務省	5年毎
住宅・土地統計調査単位区設定	総務省	5年毎
就業構造基本調査	総務省	5年毎
○ 全国家計構造調査	総務省	5年毎
○ 農林業センサス	農林水産省	5年毎

総 務 部

I 情報公開と個人情報保護

1 情報公開

市民の請求を受け、市が持っている情報（公文書）を公開する制度である。これにより、市の諸活動について説明する責務が全うされるようにするとともに、市民参加を実りあるものとし、市政の公正な執行と、市民の信頼の確保に努め、より一層開かれた市政を進めていくことを目指している。

請求・申出の処理件数

		受付件数	全部公開	部分公開	非 公 開	取 下 げ
令和3年度	請求	94	59	14	11	10
	申出	106	69	19	3	15
	合計	200	128	33	14	25
令和4年度	請求	202	161	22	12	7
	申出	101	57	28	2	14
	合計	303	218	50	14	21
令和5年度	請求	110	89	6	6	9
	申出	88	35	32	2	19
	合計	198	124	38	8	28

〔 請求：平成9年4月1日以後に市が作成又は取得した公文書の公開を請求権者が求めること。〕
〔 申出：請求以外の場合 〕

2 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、市の保有する個人情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な措置を講ずるとともに、市民等の請求を受け、市が持っている自己に関する個人情報の開示、訂正等を行う制度である。これにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政を進めていくことを目指している。

開示・訂正等請求の処理件数

	受付件数	全部開示・訂正等	部分開示・訂正等	不開示・訂正等不可	取 下 げ
令和3年度	448	73	52	321	2
令和4年度	89	37	42	9	1
令和5年度	78	37	37	4	0

〔 令和4年度分の集計から、処理件数の算出方法を変更 〕

Ⅱ 市 職 員

1 特 別 職

(1) 歴代三役

① 市 長

(令和6年4月1日現在)

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	綾 部 利右工門	大正 11. 12. 1	大正 12. 2.	16	加 藤 瀧 二	昭和 40. 9. 19	昭和 44. 9. 18
2	武 田 熊 蔵	" 12. 8. 1	昭和 2. 7. 31	17	"	" 44. 9. 19	" 48. 9. 18
3	寺 尾 規矩郎	昭和 2. 9. 22	" 6. 9. 21	18	"	" 48. 9. 19	" 52. 9. 18
4	林 寿 夫	" 6. 10. 13	" 7. 1. 15	19	"	" 52. 9. 19	" 56. 1. 7
5	早 川 金十郎	" 7. 3. 1	" 10. 8. 13	20	川 合 喜 一	" 56. 2. 8	" 60. 2. 7
6	橋 本 定五郎	" 10. 8. 17	" 14. 8. 16	21	"	" 60. 2. 8	平成 元. 2. 7
7	伊 達 徳次郎	" 14. 8. 24	" 18. 8. 23	22	"	平成 元. 2. 8	平成 5. 2. 7
8	渋谷 塊 一	" 18. 9. 14	" 20. 3. 16	23	舟 橋 功 一	" 5. 2. 8	" 9. 2. 7
9	河 合 正 臣	" 20. 4. 21	" 21. 8. 16	24	"	" 9. 2. 8	" 13. 2. 7
10	伊 藤 泰 吉	" 21. 10. 7	" 22. 3. 22	25	"	" 13. 2. 8	" 17. 2. 7
11	"	" 22. 4. 5	" 26. 4. 4	26	"	" 17. 2. 8	" 21. 2. 7
12	"	" 26. 5. 5	" 30. 5. 4	27	川 合 善 明	" 21. 2. 8	" 25. 2. 7
13	"	" 30. 5. 5	" 34. 5. 4	28	"	" 25. 2. 8	" 29. 2. 7
14	"	" 34. 5. 5	" 38. 5. 4	29	"	" 29. 2. 8	令和 3. 2. 7
15	"	" 38. 5. 5	" 40. 7. 31	30	"	令和 3. 2. 8	

② 助 役 ・ 副 市 長 (平成19年4月1日から)

(令和6年4月1日現在)

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	早 川 金十郎	大正 11. 12. 1	大正 12. 8. 12	20	川 合 喜 一	昭和 52. 12. 26	昭和 56. 1. 29
2	"	" 12. 10. 13	昭和 2. 10. 12	21	石 川 計 一	" 56. 3. 28	" 60. 3. 27
3	"	昭和 2. 10. 24	" 6. 10. 23	22	"	" 60. 3. 28	平成 元. 3. 27
4	東 山 栄三郎	" 6. 11. 18	" 10. 10. 9	23	村 上 貞 夫	" 63. 7. 5	" 4. 7. 4
5	伊 達 徳次郎	" 10. 11. 22	" 14. 8. 24	24	石 川 計 一	平成 元. 3. 29	" 2. 10. 4
6	奥 平 巧	" 14. 10. 18	" 18. 10. 17	25	藤 田 信 明	" 2. 12. 26	" 6. 12. 25
7	"	" 18. 10. 18	" 20. 5. 3	26	村 上 貞 夫	" 4. 7. 5	" 8. 7. 4
8	西 朴	" 20. 5. 4	" 21. 7. 5	27	藤 田 信 明	" 6. 12. 26	" 10. 12. 25
9	畑 尾 源太郎	" 21. 8. 8	" 22. 1. 4	28	初 野 敬 彦	" 10. 12. 24	" 14. 10. 29
10	恩 田 得 也	" 22. 6. 27	" 23. 2. 25	29	藤 田 信 明	" 10. 12. 26	" 13. 2. 7
11	岸 藤三郎	" 23. 2. 26	" 27. 2. 25	30	細 田 照 文	" 15. 3. 24	" 19. 3. 23
12	荒 井 益 美	" 28. 6. 1	" 32. 5. 31	31	井 上 晶 子	" 15. 4. 1	" 18. 3. 31
13	新 井 正 義	" 34. 7. 6	" 38. 7. 5	32	細 田 照 文	" 19. 3. 24	" 20. 11. 14
14	"	" 38. 7. 6	" 42. 7. 5	33	大 野 英 夫	" 21. 4. 1	" 24. 3. 31
15	都 築 肇	" 41. 7. 1	" 45. 6. 30	34	石 川 稔	" 21. 4. 1	" 23. 3. 31
16	"	" 45. 7. 1	" 48. 5. 2	35	宍 戸 信 敏	" 23. 4. 1	" 25. 3. 31
17	渋谷 庄 次	" 48. 5. 14	" 52. 5. 13	36	風 間 清 司	" 24. 7. 1	" 28. 3. 31
18	川 合 喜 一	" 48. 12. 26	" 52. 12. 25	37	奥 山 秀	" 25. 4. 1	" 27. 3. 31
19	渋谷 庄 次	" 52. 5. 14	" 56. 1. 5	38	栗 原 薫	" 28. 4. 1	令和 2. 3. 31

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
39	板東博之	平成 28. 4. 1	平成 30. 3. 31	42	宮本一彦	令和 4. 4. 10	
40	宍戸信敏	〃 30. 4. 10	令和 4. 4. 9	43	栗原 薫	〃 6. 4. 1	
41	栗原 薫	令和 2. 4. 1	〃 6. 3. 31				

① 収入役

(平成 20 年 12 月 31 日まで在任)

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	林 之 定	大正 11. 12. 1	大正 12. 10. 13	13	但 木 敬 吾	昭和 39. 10. 1	昭和 43. 9. 30
2	豊 田 熊次郎	〃 12. 10. 13	昭和 2. 10. 12	14	〃	〃 43. 10. 1	〃 47. 9. 30
3	〃	昭和 2. 10. 24	〃 6. 10. 23	15	〃	〃 47. 10. 1	〃 48. 7. 23
4	奥 平 巧	〃 6. 11. 5	〃 10. 11. 4	16	須ヶ間 太 平	〃 48. 11. 2	〃 52. 11. 1
5	〃	〃 10. 11. 22	〃 14. 10. 18	17	〃	〃 52. 11. 2	〃 54. 12. 14
6	佐々木 彦 吉	〃 14. 11. 6	〃 18. 11. 5	18	松 本 博 吉	〃 56. 3. 28	〃 60. 3. 27
7	〃	〃 18. 11. 11	〃 20. 5. 3	19	〃	〃 60. 3. 28	平成 元. 3. 27
8	畑 尾 源太郎	〃 20. 5. 10	〃 21. 8. 8	20	〃	平成 元. 3. 29	〃 5. 3. 28
9	小 峰 伊三郎	〃 21. 10. 24	〃 25. 10. 23	21	〃	〃 5. 3. 29	〃 9. 3. 28
10	新 井 長 治	〃 26. 10. 8	〃 30. 10. 7	22	福 島 忠 雄	〃 9. 3. 29	〃 13. 3. 28
11	但 木 敬 吾	〃 31. 9. 27	〃 35. 9. 26	23	坂 口 一 雄	〃 13. 6. 27	〃 17. 6. 26
12	〃	〃 35. 10. 1	〃 39. 9. 30	24	井 上 勇	〃 17. 9. 29	〃 20. 12. 31

(2) 報酬・給料

① 常勤の特別職等の給料

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

職 名	支給区分	給料額 (円)
市 長	月額	1,073,000
副市長	月額	896,000
常勤の監査委員	月額	563,000
上下水道事業管理者	月額	540,000
教育長	月額	801,000

② 非常勤の特別職の報酬

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

種 類	支給区分	報酬額 (円)
教育委員会	委員	月額 79,800
選挙管理委員会	委員長	月額 44,700
	委員	34,400
公平委員会	委員長	年額 81,900
	委員	66,800
監査委員	代表監査委員	103,700
	識見を有する者のうちから選任された委員	94,600
	市議会議員のうちから選任された委員	46,700

種 類		支給区分	報酬額 (円)	
執行機関	農業委員会	会長	77,200	
		会長代理	51,900	
		委員	42,800	
	固定資産評価審査委員会	委員長	9,000	
		委員	8,000	
投票所の投票管理者		日額	12,800	
期日前投票所の投票管理者		日額	11,300	
開票管理者		一回	10,800	
選挙長		一回	10,800	
投票所の投票立会人		日額	10,900	
期日前投票所の投票立会人		日額	9,600	
開票立会人		一回	8,900	
選挙立会人		一回	8,900	
農地利用最適化推進委員		月額	42,800	
附属機関	いじめ問題再調査委員会	委員長	日額 15,000	
		副委員長	日額 13,000	
		委員	日額 12,000	
	介護給付費等支給審査会の委員		日額	16,000
	介護認定審査会の委員		日額	16,000
	開発審査会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	感染症診査協議会の委員		日額	16,000
	行政不服審査会	会長	日額	15,000
		副会長	日額	13,000
		委員	日額	12,000
	建築審査会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	建築紛争調停委員会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	公務災害補償等審査会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
災害弔慰金等審査委員会の委員		日額	16,000	

種 類		支給区分	報酬額 (円)	
附属機関	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の委員 及び臨時委員	日額	16,000	
	小児慢性特定疾病審査会の委員	日額	16,000	
	特定教育・保育施設等重大事 故検証委員会	委員長	日額	15,000
		副委員長	日額	13,000
		委員	日額	12,000
	廃棄物処理施設設置等調整委員会	会長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	廃棄物処理施設専門委員会	委員長	日額	15,000
		委員	日額	12,000
	予防接種健康被害調査委員会の委員	日額	16,000	
	いじめ問題対策委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	医療問題協議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員及び専門委員	日額	6,900
	公の施設指定管理者選定委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	汚泥再生処理センター整備・ 運営事業者選定委員会	委員長	日額	8,000
副委員長		日額	7,100	
委員		日額	6,900	
介護保険事業計画等審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
学校運営協議会	会長	日額	教育委員会が定める額	
	副会長	日額	教育委員会が定める額	
	委員	日額	教育委員会が定める額	
学校給食センター運営委員会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
川越高等学校教育審議会	会長	日額	8,000	

	種	類	支給区分	報酬額 (円)
附属機関	川越高等学校教育審議会	副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	川越氷川祭の山車行事山車等 修理検討委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	河越館跡整備検討委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	環境審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	観光振興計画審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	教育振興基本計画審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	協働事業審査委員会	委員長	日額	8,000
		副委員長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
健康づくり推進協議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
公共調達審議会	会長	日額	8,000	
	委員	日額	6,900	
交通政策審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
公民館運営審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
公務災害補償等認定委員会	委員長	日額	8,000	
	委員	日額	6,900	
国際化基本計画審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	

	種 類	支給区分	報酬額 (円)
附属機関	国際化基本計画審議会	委員	日額 6,900
	国民健康保険運営協議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	国民保護協議会	委員	日額 6,900
	小堤集会所運営委員会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	産業振興審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	山王塚古墳整備検討委員会	委員長	日額 8,000
		副委員長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	児童館運営委員会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	し尿処理審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
社会福祉審議会	委員長	日額 8,000	
	副委員長	日額 7,100	
	委員及び臨時委員	日額 6,900	
就学支援委員会	委員長	日額 8,000	
	副委員長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
生涯学習基本計画審議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
障害者施策審議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
上下水道局営業業務委託事業者選定委員会	委員長及び委員	日額	上下水道事業管理者が定める額

	種 類	支給区分	報酬額 (円)	
附属機関	上下水道事業経営審議会	会長、副会長及び委員	日額	上下水道事業管理者が定める額
	小中学校適正規模・適正配置 審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	情報公開・個人情報保護審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	スポーツ推進審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	青少年問題・いじめ問題対策 連絡協議会	会長	日額	8,000
		委員	日額	6,900
	総合計画審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	総合福祉センター運営協議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	退職手当審査会	会長	日額	8,000
		委員	日額	6,900
	男女共同参画審議会	会長	日額	8,000
		副会長	日額	7,100
		委員	日額	6,900
	地域包括支援センター等運営 協議会	会長	日額	8,000
副会長		日額	7,100	
委員		日額	6,900	
伝統的建造物群保存地区保存 審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
同和対策審議会	会長	日額	8,000	
	副会長	日額	7,100	
	委員	日額	6,900	
特別職報酬等審議会	会長	日額	8,000	
	委員	日額	6,900	

	種 類	支給区分	報酬額 (円)
附属機関	都市計画審議会	会長	日額 8,000
		委員、臨時委員及び専門委員	日額 6,900
	都市景観審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員及び専門委員	日額 6,900
	都市再生整備計画審議会	会長	日額 8,000
		委員	日額 6,900
	図書館協議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	土地区画整理審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	入札監視委員会	委員長	日額 8,000
		委員	日額 6,900
	農業集落排水施設使用料等審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	農業振興審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	廃棄物減量等推進審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	博物館協議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	初雁公園基本計画審議会	会長	日額 8,000
副会長		日額 7,100	
委員		日額 6,900	
美術館協議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
美術館美術品等選考評価委員会	委員長	日額 8,000	
	副委員長	日額 7,100	

種 類		支給区分	報酬額 (円)
附属機関	美術館美術品等選考評価委員会	委員	日額 6,900
	人・農地プラン検討委員会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	文化芸術振興計画審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	文化財保護審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員	日額 6,900
	保育所入所選考審査会	会長	日額 8,000
		委員	日額 6,900
	防災会議	委員及び専門委員	日額 6,900
	放置自転車対策審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員及び臨時委員	日額 6,900
	ホテル等建築審議会	会長	日額 8,000
		副会長	日額 7,100
		委員及び臨時委員	日額 6,900
	民生委員推薦会	委員長	日額 8,000
委員		日額 6,900	
幼児教育振興審議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員	日額 6,900	
歴史的風致維持向上協議会	会長	日額 8,000	
	副会長	日額 7,100	
	委員及び専門委員	日額 6,900	
老人ホーム入所判定委員会	委員長	日額 8,000	
	委員	日額 6,900	
その他の 非常勤の 特別職	厚生統計調査員	日額	9,000
	国民健康・栄養調査員	日額	8,000
学校医		年額	306,000 以内
		日額	33,000 (就学時の健康診断に従事し 場合に限る。)

種 類		支給区分	報酬額 (円)
学校歯科医		年額	306,000 以内
		日額	33,000 (就学時の健康診断に従事した場合に限る。)
学校薬剤師		年額	173,700
産業医		月額	100,000
児童発達支援センター嘱託医		日額	36,000
社会教育委員	議長	年額	61,900
	副議長	年額	59,100
	委員	年額	57,100
スポーツ推進委員		年額	22,600
生活保護嘱託医		月額	81,300 以内
保育園嘱託医		日額	43,500
その他の非常勤の特別職		日額 34,300 円を超えない範囲内において、規則で定める額	

2 一般職

(1) 職員数

① 定数と現員

(令和6年4月1日現在)

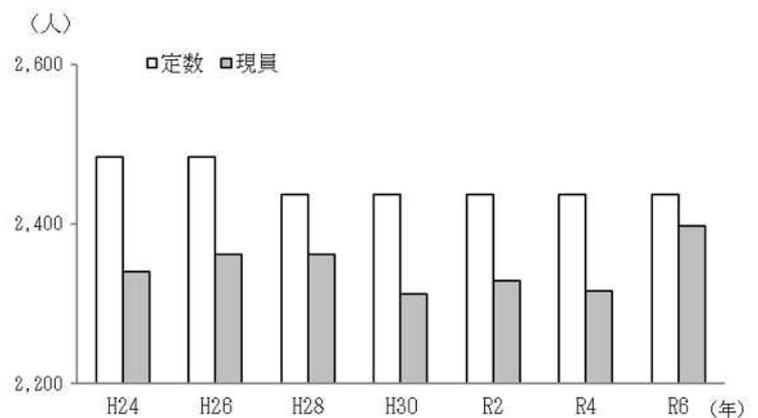
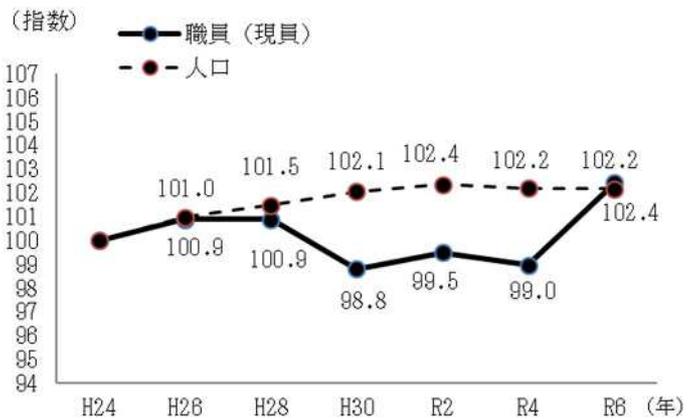
事務部局	条例定数 (人)	現 員 (人)					性 別 (人)	
		事務職員	技術職員	技能労務職員	教育職員	計	男	女
市 長	1,787	1,330	306	183	0	1,819	1,044	775
市 議 会	15	13	0	0	0	13	10	3
上下水道	156	52	63	19	0	134	112	22
教 委	447	248	9	103	45	405	252	153
選 管	9	6	0	0	0	6	6	0
監 査	9	7	1	0	0	8	5	3
農 委	12	12	0	0	0	12	9	3
公 平	2	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,437	1,668	379	305	45	2,397	1,438	959

※ 条例定数には、再任用短時間勤務職員を含まず、現員には含む(②において同じ。)

※ 現員には、川越市職員定数条例第5条に規定する定数外の職員を含む。

② 職員数の推移 (基準日 各年4月1日)

		令和2年	令和4年	令和6年
市長	定数	1,787	1,787	1,787
	現員	1,763	1,751	1,819
市議会	定数	15	15	15
	現員	13	13	13
上下水道	定数	156	156	156
	現員	138	134	134
教委	定数	447	447	447
	現員	388	392	405
選管	定数	9	9	9
	現員	6	6	6
監査	定数	9	9	9
	現員	8	8	8
農委	定数	12	12	12
	現員	12	12	12
公平	定数	2	2	2
	現員	0	0	0
合計	定数	2,437	2,437	2,437
	現員	2,328	2,316	2,397
一般行政職員数		1,308	1,336	1,415
職員1人当たりの市民数		152	152	147
一般行政職員1人当たりの市民数		270	264	249
市民数		353,456	352,896	352,836



※ 現員には、川越市職員定数条例第5条に規定する定数外の職員を含む。

(2) 給 与

① 行政職給料表級別基準職務表

(令和6年4月1日現在)

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	副主幹の職務
6 級	副課長又は主幹の職務
7 級	課長又は副参事の職務
8 級	副部長又は参事の職務
9 級	部長又は理事の職務

② 平均給料

(令和6年4月1日現在)

		職員数(人)	平均給(円)	男性職員		女性職員	
				職員数(人)	平均給(円)	職員数(人)	平均給(円)
行政職	1 級	196	209,038	89	207,287	107	210,495
	2 級	241	232,313	97	231,462	144	232,886
	3 級	275	262,553	141	262,738	134	262,357
	4 級	610	304,290	338	303,563	272	305,205
	5 級	240	340,245	174	343,055	66	330,375
	6 級	189	404,624	122	404,650	67	404,576
	7 級	68	436,212	56	436,366	12	435,492
	8 級	52	464,869	48	465,427	4	458,175
	9 級	19	508,905	15	509,480	4	506,750
	計	1,890	319,531	1,080	332,772	810	301,877
医療職(一)	3	560,433	2	573,200	1	534,900	
医療職(二)	49	328,259	12	341,117	37	324,089	
技能労務職	285	326,951	201	331,786	84	315,381	
企業職(一)	115	336,097	93	343,613	22	304,327	
企業職(二)	18	329,628	18	329,628	0	—	
教育職	52	359,566	37	364,118	15	348,337	
合計	2,412	322,613	1,443	334,501	969	304,911	

※ 他の団体から給料を支給されている職員及び再任用短時間勤務職員を除く。

③ 期末勤勉手当

(令和6年4月1日現在)

支給月	期末手当	勤勉手当	計
6 月	1.225 月	1.025 月	2.25 月
12 月	1.225 月	1.025 月	2.25 月
計	2.45 月	2.05 月	4.5 月

④ 管理職手当

(令和6年4月1日現在)

職 名	手 当 月 額
部長、局長、秘書広報監、危機管理監、保健所長、会計管理者、議会事務局長	75,000 円
副部長、参事、副局長、秘書室長、副危機管理監、防災危機管理室長、法務統括監、保健所副所長、議会事務局副事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長	61,000 円
課長、室長、場長、副参事、法務監、市民センターの所長、児童発達支援センター所長、新河岸駅周辺地区整備事務所長、美術館長、選挙管理委員会事務局副事務局長、監査委員事務局副事務局長、農業委員会事務局副事務局長、事務長、中央図書館長、上下水道管理センター所長	55,000 円
副課長、副室長(課内室の副室長を除く。)、主幹、統括幹、調整幹、所長、館長、園長、副所長、副場長、課内室の室長、美術館副館長、歯科医師、中央公民館副館長、中央図書館副館長、博物館副館長	45,000 円

(3) 職員研修

① 研修体系

(令和6年度)

研修分類	研修名	
(1) 自主研修	1 通信教育講座 2 eラーニング	
(2) 職場研修	1 個別指導、集団指導、職場会議 2 新規採用職員OJT	
(3) 職場外研修	① 基本研修 (階層別研修)	1 新規採用職員研修(前期、後期) 2 採用2年次研修 3 一般職員研修Ⅰ(法律課程) 4 一般職員研修Ⅰ(一般課程) 5 一般職員研修Ⅰ(政策形成能力基礎課程) 6 一般職員研修Ⅱ 7 キャリアデザイン研修Ⅰ 8 一般職員研修Ⅲ(一般課程) 9 一般職員研修Ⅲ(マネジメント基礎課程) 10 管理監督者研修Ⅰ 11 人事評価研修Ⅰ 12 管理監督者研修Ⅱ 13 管理監督者研修Ⅲ 14 人事評価研修Ⅱ 15 キャリアデザイン研修Ⅱ 16 技能労務職員研修Ⅰ(令和6年度は実施無し) 17 技能労務職員研修Ⅱ(令和6年度は実施無し)
	② 専門研修	1 OJT受入担当者研修 2 法制執務研修 3 課長級実務能力向上研修 4 コミュニケーション研修
	③ 特別研修	1 育休復帰支援セミナー 2 女性リーダーミーティング(令和6年度は実施無し) 3 仕事と家庭の両立支援講座 4 ハラスメント研修 5 コンプライアンス研修 6 手話研修 7 交通安全研修 8 新規採用予定者事前研修 9 昇任者社会資本マネジメント研修 10 昇任者人権問題研修 11 昇任者環境問題研修 12 広報力研修 13 危機管理研修 14 DX推進研修 15 人権問題研修 16 協働研修

研 修 分 類	研 修 名
	17 男女共同参画職員研修 18 やさしい日本語研修 19 普通救命講習 20 ゲートキーパー養成研修 21 環境マネジメント研修
④ 技術研修	1 技術職員研修 2 保健師現任教育研修
⑤ 派遣研修	【派遣予定研修機関】 1 国土交通大学校 2 市町村職員中央研修所 3 全国建設研修センター 4 自治人材開発センター 5 総務省統計研究研修所 6 実務研修派遣（他団体） 7 日本経営協会 8 その他研修機関

② 研修対象及び内容

(令和6年度)

研 修 名	対 象	内 容	日 数
通 信 教 育 講 座	全 職 員	自己啓発学習に対する支援	随 時
e ラーニング	全 職 員	自己啓発学習に対する支援	随 時
新 規 採 用 職 員 研 修	新 規 採 用 職 員	市職員としての基礎的知識の習得	9 日
採 用 2 年 次 研 修	採 用 2 年 目 の 者	1年の振り返り、接遇、今後のキャリアについて	2 日
一 般 職 員 研 修 I (法 律 課 程)	採 用 3 ～ 6 年 目 の 者	地方自治法、地方公務員法、行政法 (e ラーニング等)	各 数 時 間
一 般 職 員 研 修 I (一 般 課 程)	主 事 相 当 職 昇 任 者	職務遂行能力の向上と自己啓発意欲の向上	2 日
一 般 職 員 研 修 I (政 策 形 成 能 力 向 上 課 程)	主 事 相 当 職 昇 任 2 年 目 の 者	課題解決スキル、改善・改革の視点等の習得	1 日
一 般 職 員 研 修 II	主 任 相 当 職 昇 任 者	組織における役割の認識及び業務意欲の向上	3 日
キ ャ リ ア デ ザ イ ン 研 修 I	採 用 8 年 目 か つ 4 0 歳 以 下 の 者	自身の働き方やスキルを再認識し、今後のキャリア形成を支援	1 日
一 般 職 員 研 修 III (一 般 課 程)	主 査 相 当 職 昇 任 者	職場の中心的存在としての役割、立場の認識	3 日
一 般 職 員 研 修 III (マ ネ ジ メ ン ト 基 礎 課 程)	主 査 相 当 職 昇 任 2 年 目 の 者	次期リーダーとしてマネジメントの基礎的知識の習得	1 日
管 理 監 督 者 研 修 I	副 主 幹 相 当 職 昇 任 者	監督者としての心構えの習得及び指揮・監督能力の向上	4 日
人 事 評 価 研 修 I	副 主 幹 相 当 職 昇 任 者	制度の適正な運用や評価スキル等について学ぶ	2 日
管 理 監 督 者 研 修 II	副 課 長 相 当 職 昇 任 者	経営管理 (マネジメント) に関する基礎知識の習得	2 日
管 理 監 督 者 研 修 III	課 長 相 当 職 昇 任 者	行政経営能力の習得、上級管理者としての意識向上	2 日
人 事 評 価 研 修 II	課 長 相 当 職 昇 任 者	制度の適正な運用や評価スキル等について学ぶ	1 日
キ ャ リ ア デ ザ イ ン 研 修 II	満 5 9 歳 に なる 者	今後の役割の変化についての理解、意識改革・モチベーション	1 日
O J T 受 入 担 当 者 研 修	新 規 採 用 職 員 (行 政 職) 受 入 担 当 者	新規採用職員の育成指導にあたり必要なスキルの習得	1 日
法 制 執 務 研 修	副 主 幹 相 当 職 以 下 の 者 等	法制執務に関する専門的知識の習得	2 日
課 長 級 実 務 能 力 向 上 研 修	課 長 相 当 職	地方自治法に関する理解、知識等の習得	1 日
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 研 修	全 職 員	職務上に必要なコミュニケーション能力の向上	1 日
育 休 復 帰 支 援 セ ミ ナ ー	関 係 職 員	育児休業の取得及び職場復帰に向けての不安等の解消及び必要な情報提供	1 日
仕 事 と 家 庭 の 両 立 支 援 講 座	所 属 長	職員の仕事と家庭の両立を支援するための所属長としての心がけや意識の醸成	1 日
ハ ラ ス メ ン ト 研 修	副 主 幹 相 当 職 昇 任 者	ハラスメントについての正しい理解と適切に対応するための知識や考え方の習得	1 日
コ ン プ ラ イ ア ン ス 研 修	副 課 長 相 当 職	コンプライアンスの必要性、リスク管理体制の重要性に関する知識の習得	1 日
手 話 研 修	全 職 員	手話に対する正しい知識の習得と初歩的な手話を学ぶ	3 日
交 通 安 全 研 修	関 係 職 員	安全運転に必要な意識及び技術の向上	1 日
昇 任 者 社 会 資 本 マ ネ ジ メ ン ト 研 修	関 係 職 員	社会資本マネジメントに対する知識及び意識の習得	1 日
昇 任 者 人 権 問 題 研 修	関 係 職 員	人権問題への正しい理解と認識を深め人権意識を向上	1 日
昇 任 者 環 境 問 題 研 修	関 係 職 員	環境問題を正しく理解し環境負荷軽減の知識を習得	1 日
広 報 力 研 修	全 職 員	広報活動に対する理解と広報・情報発信スキルの習得	1 日
危 機 管 理 研 修	副 主 幹 相 当 職	危機管理に関する意識の高揚と能力の向上を図る	1 日
D X 推 進 研 修	関 係 職 員	DXに関する知識やデジタル技術の習得	1 日
人 権 問 題 研 修	全 職 員	人権問題に関する講演会	1 日
協 働 研 修	全 職 員	市民と行政の協働によるまちづくり推進のための考え方の習得	1 日
男 女 共 同 参 画 職 員 研 修	関 係 職 員	男女共同参画に対する理解を深める講演会	1 日
や さ し い 日 本 語 研 修	関 係 職 員	外国籍市民向けのやさしい日本語の習得	1 日
普 通 救 命 講 習	全 職 員	救命に必要な心肺蘇生法やAEDの操作等の習得	1 日
ゲ ー ト キ ー パ ー 養 成 研 修	全 職 員	自殺予防とゲートキーパーの役割を学び、ゲートキーパーの養成を図る	1 日
環 境 マ ネ ジ メ ン ト 研 修	全 職 員	環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築法を学ぶ	1 日

研 修 名	対 象	内 容	日 数
技 術 職 員 研 修	技 術 職 員	技術職員の技能向上及び専門知識の習得	随時
保 健 師 現 任 教 育 研 修	保 健 師	保健師の資質向上	随時
国 土 交 通 大 学 校 主 催 研 修	関 係 職 員	技術部門の職員を対象に高度な専門知識の習得	1～15 日
市 町 村 職 員 中 央 研 修 所 主 催 研 修	関 係 職 員	高度な専門知識の習得	3～11 日
全 国 建 設 研 修 セ ン タ ー 主 催 研 修	関 係 職 員	技術部門の職員を対象に高度な専門知識の習得	2～21 日
自 治 人 材 開 発 セ ン タ ー 主 催 研 修	関 係 職 員	講師養成研修、選択研修、特別研修等	1～4 日
総 務 省 統 計 研 究 研 修 所 主 催 研 修	関 係 職 員	統計に関する専門知識の習得	2～5 日
実 務 研 修 派 遣 (他 団 体)	関 係 職 員	国・県へ派遣し、他団体の実務を習得	1～2 年
日 本 経 営 協 会	関 係 職 員	高度な専門知識の習得	1～3 日
そ の 他 専 門 教 育 機 関 主 催 の 研 修	関 係 職 員	高度な専門知識の習得	随時

※ 一部科目についてオンライン研修を実施

(4) 職員の健康管理

職員の心身の健康を確保するため、各種健康診断等及び各種相談事業を行っている。

健康診断等（主なもの）

事 業 名	対 象	内 容
定 期 健 康 診 断	全 職 員	労働安全衛生法等に基づく健康診断
特 別 健 康 診 断	特 定 業 務 従 事 者	労働安全衛生法等に基づく健康診断
採 用 時 健 康 診 断	新 規 採 用 職 員	労働安全衛生法等に基づく健康診断
ス ト レ ス チ ェ ッ ク	全 職 員	労働安全衛生法等に基づく検査

健康相談

事 業 名	対 象	内 容
メ ン タ ル ヘ ル ス 相 談	全 職 員	臨床心理士によるメンタルヘルス相談
産 業 医 に よ る 健 康 相 談	全 職 員	産業医による心身の健康相談
保 健 師 に よ る 健 康 相 談	全 職 員	保健師による心身の健康相談
ハ ラ ス メ ン ト の 相 談	全 職 員	相談員等による各種ハラスメントの相談

Ⅲ 契 約 事 務

市が発注する建設工事や工事業務委託、物品等を購入する際の入札など契約に関する業務を行っている。適正な契約事務を執行するため、競争入札参加資格審査を行い、入札、契約等を各課からの依頼に基づき行っており、契約方法は、競争入札による契約と随意契約を採用している。

1 競争入札参加資格登録業者数

業 種	令和元・2年度 (令和2年1月1日現在)			令和3・4年度 (令和4年4月1日現在)			令和5・6年度 (令和6年4月1日現在)		
	市内業者	市外業者	計	市内業者	市外業者	計	市内業者	市外業者	計
建設工事	236	1,468	1,704	247	1,589	1,836	237	1,438	1,675
設計・調査・測量	72	1,026	1,098	77	1,123	1,200	75	1,001	1,076
土木施設維持管理	96	287	383	103	310	413	96	307	403
維持管理業務	276	1,317	1,593	262	1,406	1,668	257	1,490	1,747
建設資材	20	58	78	20	52	72	22	53	75
物 品	264	809	1,073	261	884	1,145	250	899	1,149
合 計	964	4,965	5,929	970	5,364	6,334	937	5,188	6,125

2 建設工事、工事業務委託

建設工事・工事業務委託契約の推移

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
建設 工事	土 木 工 事	33	507,446	32	723,289	39	961,369
	建 築 工 事	16	1,067,121	22	886,189	23	858,407
	電 気 工 事	12	146,445	13	182,187	26	450,168
	舗 装 工 事	7	109,188	9	162,382	9	231,574
	そ の 他 工 事	39	874,267	41	842,505	61	2,530,410
	小 計	107	2,704,468	117	2,796,553	158	5,031,930
工 事 業 務 委 託		45	161,234	79	251,154	107	483,818
合 計		152	2,865,702	196	3,047,707	265	5,515,748

※ 千円未満は切り捨てとしたため、合計が一致しない場合がある。

3 電子入札制度

入札の透明性を確保及び事務の効率化を図るため、インターネットを利用した電子入札を推進している。なお、この電子入札は、埼玉県電子入札共同システムにより、埼玉県及び県内市町等と共同で運用している。

電子入札活用実績の推移

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
建 設 工 事	94	2,292,181	111	2,359,479	142	3,991,199
工 事 業 務 委 託	45	161,234	78	241,716	106	454,030

※ 千円未満は切り捨て

4 小規模修理・修繕等契約希望者登録制度

小規模な修理・修繕等契約について、市内の小規模事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的とした制度である。

契約の推移

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
451	16,869,126	589	38,276,445	547	30,911,071

登録業者数の推移

令和3年度	令和4年度	令和5年度
61	68	64

5 物品調達

物品調達の集中管理と事務手続きの合理化によって適正な執行を行っている。

物品購入契約の推移

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
消 耗 品 費	1,296	519,295	1,392	429,792	1,215	396,826
印 刷 製 本 費	387	87,871	384	88,154	355	87,121
備 品 購 入 費	577	202,470	530	324,799	448	225,756
そ の 他	65	15,151	64	16,814	69	28,344
合 計	2,325	824,787	2,370	859,562	2,087	738,049

※ 千円未満は切り捨てとしたため、合計が一致しない場合がある。

IV 工事検査

1 工事検査

川越市が発注する建設工事のうち請負契約金額が500万円以上の工事を対象に、工事目的物が契約内容どおり完成されているかを確認するため、契約書類、出来形管理基準及び品質管理基準等に基づき工事検査を実施している。

2 工事成績評定

請負契約金額が500万円以上の工事を対象とし「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の基本理念に基づき工事成績評定を行っている。

川越市建設工事成績評定要領

工事成績評定は、厳正かつ的確な評定を実施することにより受注者の適正な選定及び指導育成並びに建設産業の健全な発展を図るため、「川越市建設工事成績評定要領」を定め実施している。

評定は、施工状況、施工体制の把握等の評価を含め幅広い観点から客観的に行い、評価段階の細分化などにより、きめ細かい評価となっている。評定結果は、受注者へ通知するとともに、閲覧により公開している。

なお、受注者から評定の結果に対し説明の申出があった場合は、建設工事成績評定委員会において審議が行われる。

V 人 権 推 進

「人権の世紀」といわれる 21 世紀、我が国には様々な人権問題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等）が存在している。これらの人権問題の解決を図るため、人権推進課では、人権に関する各関係部署と連携を図り、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等を踏まえ、「第四次川越市総合計画」に基づき、人権に関する諸施策を推進し、差別のない明るい社会の実現を目指す。

1 人権啓発事業の内容

人権問題の正しい理解と早期解決のために下記に示した啓発事業を実施する。(教育委員会で実施している事業は除く。)

事 業 名	内 容
人権問題講演会	市民、市内企業等を対象に、人権問題に関する講演会を開催
人権啓発用品の作製・配布	人権啓発用品を作製し、講演会、公共施設等で配布
人権啓発冊子等の配布	人権啓発冊子等を講演会、公共施設等で配布
人権啓発ポスターの作成	人権啓発ポスターを作成し、掲示を自治会等に依頼し、市の掲示板に掲示
人権啓発 DVD 等の貸出し	人権啓発 DVD 等を購入し、学校や各関係機関が実施する研修会用に無料で貸出し
人権週間等における駅頭啓発	市内の駅において人権啓発用品を配布
研修会の企画及び講師派遣・相談	各関係機関が実施する研修会企画等の相談に応じる。

財 政 部

I 予 算

1 各会計予算総括表

(単位：千円)

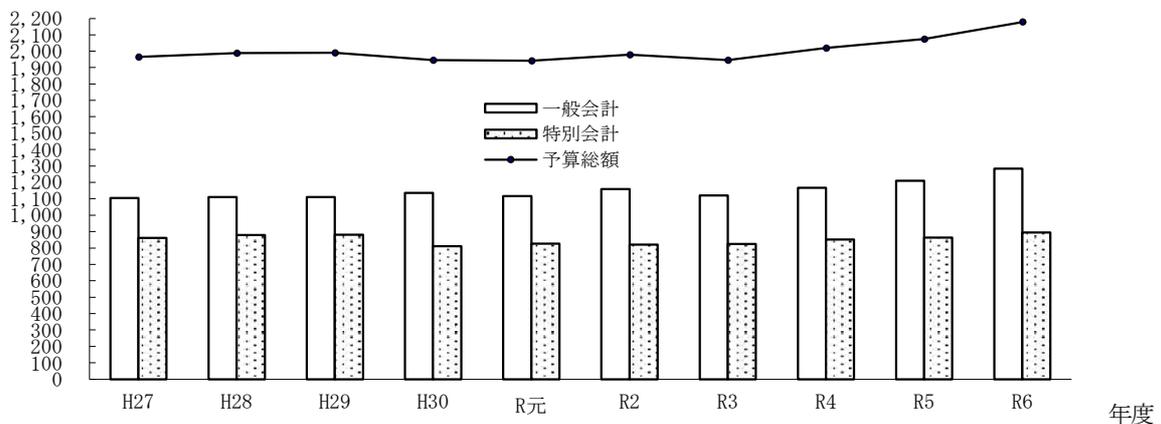
会計別	年度	令和4年度当初予算			令和5年度当初予算			令和6年度当初予算		
		予算額	対前年度増減額	対前年度増減率(%)	予算額	対前年度増減額	対前年度増減率(%)	予算額	対前年度増減額	対前年度増減率(%)
一般会計		116,720,000	4,650,000	4.1	121,000,000	4,280,000	3.7	128,350,000	7,350,000	6.1
特別会計	国民健康保険事業	33,794,000	371,000	1.1	32,461,500	△1,332,500	△3.9	31,824,200	△637,300	△2.0
	後期高齢者医療事業	5,315,100	603,000	12.8	5,562,900	247,800	4.7	6,232,200	669,300	12.0
	歯科診療事業	78,500	△400	△0.5	83,700	5,200	6.6	82,400	△1,300	△1.6
	介護保険事業	25,141,800	952,500	3.9	26,336,200	1,194,400	4.8	28,692,400	2,356,200	8.9
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	75,700	100	0.1	86,300	10,600	14.0	124,300	38,000	44.0
	川越駅東口公共地下駐車場事業	112,800	0	0.0	114,400	1,600	1.4	124,100	9,700	8.5
	農業集落排水事業	224,800	68,900	44.2	207,500	△17,300	△7.7	231,900	24,400	11.8
	水道事業	10,701,338	479,103	4.7	10,761,953	60,615	0.6	10,508,034	△253,919	△2.4
	公共下水道事業	9,744,615	235,564	2.5	10,793,387	1,048,772	10.8	11,628,977	835,590	7.7
	特別会計小計	85,188,653	2,709,767	3.3	86,407,840	1,219,187	1.4	89,448,511	3,040,671	3.5
総計	201,908,653	7,359,767	3.8	207,407,840	5,499,187	2.7	217,798,511	10,390,671	5.0	

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

予算額

億円

予算の推移 (10年間)

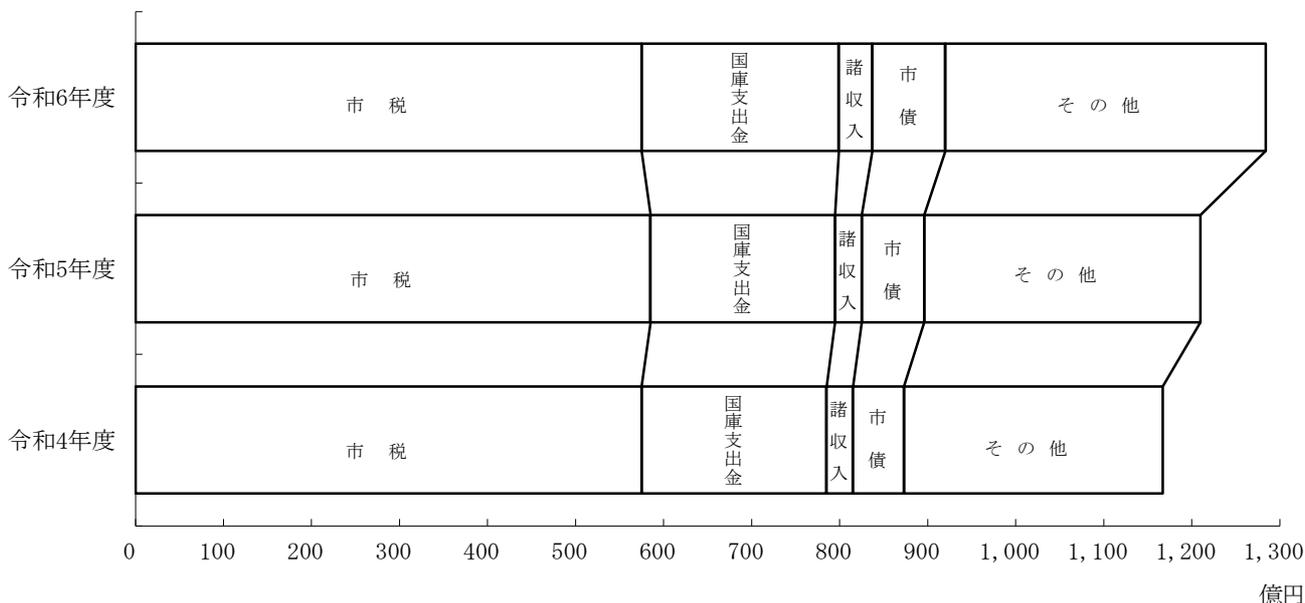


2 一般会計歳入予算款別比較

(単位：千円)

年度 款別	令和4年度当初予算			令和5年度当初予算			令和6年度当初予算		
	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)
市 税	57,477,597	49.2	5.4	58,453,985	48.3	1.7	57,501,448	44.8	△ 1.6
地 方 譲 与 税	853,554	0.7	25.8	866,806	0.7	1.6	907,869	0.7	4.7
利 子 割 交 付 金	30,000	0.0	0.0	30,000	0.0	0.0	20,000	0.0	△ 33.3
配 当 割 交 付 金	200,000	0.2	0.0	200,000	0.2	0.0	200,000	0.2	0.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000	0.2	0.0	200,000	0.2	0.0	200,000	0.2	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	510,000	0.4	59.4	610,000	0.5	19.6	610,000	0.5	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	7,700,000	6.6	2.7	8,500,000	7.0	10.4	8,300,000	6.5	△ 2.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	52,000	0.0	57.8	54,000	0.0	3.8	55,000	0.0	1.9
環 境 性 能 割 交 付 金	80,000	0.1	0.0	81,200	0.1	1.5	84,854	0.1	4.5
地 方 特 例 交 付 金	371,065	0.3	△ 13.5	449,621	0.4	21.2	1,957,000	1.5	335.3
地 方 交 付 税	2,340,000	2.0	62.5	2,552,563	2.1	9.1	2,870,000	2.2	12.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	42,102	0.0	3.2	41,092	0.0	△ 2.4	39,367	0.0	△ 4.2
分 担 金 及 び 負 担 金	879,533	0.8	△ 3.6	837,347	0.7	△ 4.8	855,129	0.7	2.1
使 用 料 及 び 手 数 料	1,955,790	1.7	△ 4.6	1,931,980	1.6	△ 1.2	1,941,094	1.5	0.5
国 庫 支 出 金	21,019,208	18.0	6.5	21,006,439	17.4	△ 0.1	22,409,735	17.5	6.7
県 支 出 金	8,472,102	7.3	8.0	9,118,257	7.5	7.6	9,676,395	7.5	6.1
財 産 収 入	233,832	0.2	12.8	277,723	0.2	18.8	261,105	0.2	△ 6.0
寄 附 金	221,979	0.2	267.9	430,000	0.4	93.7	828,500	0.6	92.7
繰 入 金	4,220,246	3.6	17.9	4,194,900	3.5	△ 0.6	6,524,074	5.1	55.5
繰 越 金	1,000,000	0.9	0.0	1,000,000	0.8	0.0	1,000,000	0.8	0.0
諸 収 入	3,011,592	2.6	7.3	3,040,387	2.5	1.0	3,810,830	3.0	25.3
市 債	5,849,400	5.0	△ 30.5	7,123,700	5.9	21.8	8,297,600	6.5	16.5
歳 入 合 計	116,720,000	100.0	4.1	121,000,000	100.0	3.7	128,350,000	100.0	6.1
内 訳									
自 主 財 源	69,000,569	59.1	5.9	70,166,322	58.0	1.7	72,722,180	56.7	3.6
依 存 財 源	47,719,431	40.9	1.7	50,833,678	42.0	6.5	55,627,820	43.3	9.4

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

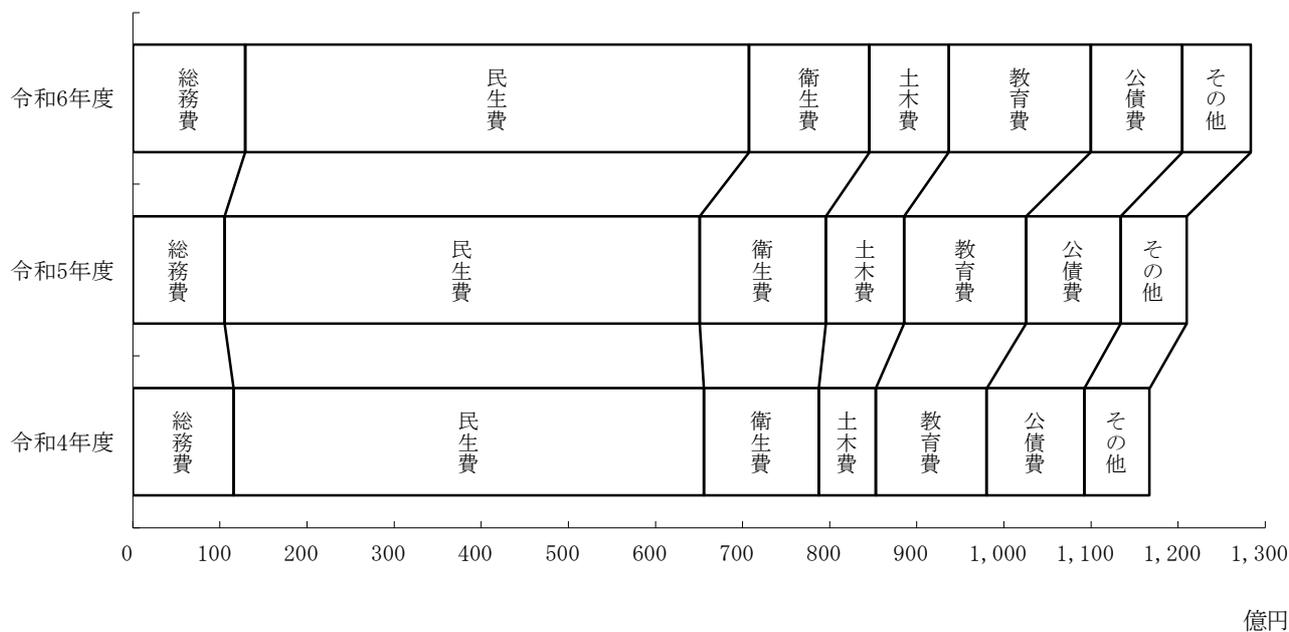


3 一般会計歳出予算款別比較

(単位：千円)

年度 款別	令和4年度当初予算			令和5年度当初予算			令和6年度当初予算		
	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予 算 額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)
議 会 費	640,083	0.5	△ 5.0	641,933	0.5	0.3	637,105	0.5	△ 0.8
総 務 費	11,565,178	9.9	7.2	10,519,278	8.7	△ 9.0	12,897,322	10.0	22.6
民 生 費	54,001,561	46.3	5.5	54,548,275	45.1	1.0	57,844,657	45.1	6.0
衛 生 費	13,173,806	11.3	2.5	14,515,079	12.0	10.2	13,815,450	10.8	△ 4.8
労 働 費	150,814	0.1	△ 10.8	160,805	0.1	6.6	159,030	0.1	△ 1.1
農林水産業費	782,008	0.7	△ 35.8	819,620	0.7	4.8	765,869	0.6	△ 6.6
商 工 費	946,112	0.8	12.5	902,570	0.7	△ 4.6	915,303	0.7	1.4
土 木 費	6,545,798	5.6	12.3	8,958,112	7.4	36.9	9,124,485	7.1	1.9
消 防 費	4,683,841	4.0	2.5	4,734,003	3.9	1.1	5,120,867	4.0	8.2
教 育 費	12,730,215	10.9	2.8	13,999,644	11.6	10.0	16,286,599	12.7	16.3
災 害 復 旧 費	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0
公 債 費	11,216,707	9.6	△ 0.8	10,869,315	9.0	△ 3.1	10,517,733	8.2	△ 3.2
諸 支 出 金	131,877	0.1	13.7	179,366	0.1	36.0	113,580	0.1	△ 36.7
予 備 費	150,000	0.1	25.0	150,000	0.1	0.0	150,000	0.1	0.0
歳 出 合 計	116,720,000	100.0	4.1	121,000,000	100.0	3.7	128,350,000	100.0	6.1

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。



4 一般会計歳出予算性質別比較

(単位：千円)

性質別		令和4年度当初予算			令和5年度当初予算			令和6年度当初予算		
		予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)	予算額	構成比 (%)	対前年度増減率 (%)
消費的経費		52,204,439	44.7	7.3	54,456,249	45.0	4.3	56,274,596	43.8	3.3
内 訳	人件費	22,097,150	18.9	2.1	22,126,781	18.3	0.1	23,350,975	18.2	5.5
	物件費	19,680,601	16.9	16.4	21,232,510	17.5	7.9	21,307,276	16.6	0.4
	維持補修費	855,261	0.7	39.6	1,110,431	0.9	29.8	1,146,902	0.9	3.3
	補助費等	9,571,427	8.2	1.1	9,986,527	8.3	4.3	10,469,443	8.2	4.8
投資的経費		6,426,133	5.5	△ 2.8	8,113,100	6.7	26.3	10,502,329	8.2	29.4
内 訳	普通建設事業費	6,424,133	5.5	△ 2.8	8,111,100	6.7	26.3	10,500,329	8.2	29.4
	補助事業	1,529,505	1.3	△ 13.6	1,366,862	1.1	△ 10.6	1,499,910	1.2	9.7
	単独事業	4,857,190	4.2	1.4	6,706,898	5.5	38.1	8,892,521	6.9	33.4
	県営事業負担金	37,438	0.0	△ 21.4	37,340	0.0	△ 0.2	107,898	0.1	188.9
	災害復旧事業費	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0	2,000	0.0	0.0
失業対策事業費		—	—	—	—	—	—	—	—	—
扶助費		35,807,906	30.7	2.8	36,537,882	30.2	2.0	38,825,544	30.2	6.3
公債費		11,216,707	9.6	△ 0.8	10,869,315	9.0	△ 3.1	10,517,733	8.2	△ 3.2
積立金		7,802	0.0	△ 70.6	15,319	0.0	96.3	116,476	0.1	660.3
投資及び出資金		—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金		40,237	0.0	△ 43.3	27,126	0.0	△ 32.6	18,498	0.0	△ 31.8
繰出金		10,866,776	9.3	3.9	10,831,009	9.0	△ 0.3	11,944,824	9.3	10.3
予備費		150,000	0.1	25.0	150,000	0.1	0.0	150,000	0.1	0.0
歳出合計		116,720,000	100.0	4.1	121,000,000	100.0	3.7	128,350,000	100.0	6.1
内訳	義務的経費	69,121,763	59.2	2.0	69,533,978	57.5	0.6	72,694,252	56.6	4.5
	非義務的経費	47,598,237	40.8	7.5	51,466,022	42.5	8.1	55,655,748	43.4	8.1

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

5 一般会計市債現在高

(単位：千円)

区分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高見込額	令和6年度中増減見込額		令和6年度末 現在高見込額
			令和6年度中 起債見込額	令和6年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	58,008,158	56,796,318	7,967,600	6,852,572	57,911,346
1 総務	7,738,436	7,002,539	878,500	884,461	6,996,578
2 民生	4,672,381	4,404,980	114,700	452,370	4,067,310
3 保育所	1,163,333	1,132,094	70,200	110,985	1,091,309
4 衛生	8,673,490	7,867,200	547,100	1,448,554	6,965,746
5 労働	29,558	23,644	—	5,914	17,730
6 農業	708,825	897,297	57,500	53,087	901,710
7 商工	245,833	304,296	—	36,429	267,867
8 土木	21,077,374	21,803,368	3,112,700	2,197,956	22,718,112
9 公営住宅	146,012	198,362	146,300	12,609	332,053
10 消防	434,969	371,853	14,200	62,442	323,611
11 教育	5,823,302	5,661,527	551,300	638,715	5,574,112
12 義務教育	7,224,987	7,071,716	2,475,100	936,838	8,609,978
13 災害復旧	69,658	57,442	—	12,212	45,230
2. その他	32,855,830	30,123,684	330,000	3,234,698	27,218,986
1 減収補てん債	783,127	591,898	—	85,709	506,189
2 減税補てん債	280,051	149,843	—	92,300	57,543
3 臨時財政対策債	31,792,652	29,381,943	330,000	3,056,689	26,655,254
計	90,863,988	86,920,002	8,297,600	10,087,270	85,130,332

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

Ⅱ 決 算

1 各会計令和5年度決算

(1) 一般・特別会計決算

(単位：千円)

会計別	区分	予算現額	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引残額
			収入済額	予算対比(%)	支出済額	予算対比 (%)	
一 般 会 計		137,146,258	132,211,908	96.40	127,096,650	92.67	5,115,257
特 別 会 計	国民健康保険事業	32,626,053	32,817,842	100.59	32,080,613	98.33	737,229
	後期高齢者医療事業	5,354,142	5,365,001	100.20	5,325,994	99.47	39,007
	歯科診療事業	84,268	87,679	104.05	75,925	90.10	11,754
	介護保険事業	27,076,551	27,037,076	99.85	26,579,164	98.16	457,911
	母子父子寡婦 福祉資金貸付事業	86,300	219,992	254.92	47,924	55.53	172,067
	川越駅東口公共 地下駐車場事業	114,400	132,873	116.15	101,034	88.32	31,839
	農業集落排水事業	209,811	216,562	103.22	189,431	90.29	27,131
	小 計	65,551,525	65,877,028	100.50	64,400,087	98.24	1,476,940
合 計		202,697,783	198,088,936	97.73	191,496,738	94.47	6,592,198

※ 千円未満は切り捨てとしたため、差引額及び合計額が一致しない場合がある。

(2) 水道事業会計決算

(単位：千円)

区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)	区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)		
収益的	収入	6,924,615	6,869,486	99.20	資本的	収入	1,076,875	1,021,147	94.83
	支出	6,482,193	6,239,188	96.25		支出	3,900,050	3,466,024	88.87

(3) 公共下水道事業会計決算

(単位：千円)

区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)	区 分	予算現額	決算額	予算対比(%)		
収益的	収入	6,317,566	6,182,200	97.86	資本的	収入	1,086,911	808,616	74.40
	支出	6,094,172	5,855,233	96.08		支出	3,990,602	2,817,496	70.60

2 一般会計決算（歳入）

（単位：千円）

年度 款別	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)
市 税	56,974,715	42.6	△ 1.2	58,902,490	45.2	3.4	58,678,867	44.4	△ 0.4
地 方 譲 与 税	758,312	0.6	1.7	757,225	0.6	△ 0.1	763,768	0.6	0.9
利 子 割 交 付 金	33,616	0.0	△17.0	20,888	0.0	△37.9	18,799	0.0	△10.0
配 当 割 交 付 金	330,858	0.2	54.2	301,456	0.2	△ 8.9	344,106	0.3	14.1
株式等譲渡所得割交付金	393,186	0.3	52.9	234,971	0.2	△40.2	400,530	0.3	70.5
法 人 事 業 税 交 付 金	666,799	0.5	77.3	691,096	0.5	3.6	663,240	0.5	△ 4.0
地 方 消 費 税 交 付 金	7,955,214	6.0	9.1	8,361,755	6.4	5.1	8,301,889	6.3	△ 0.7
ゴルフ場利用税交付金	51,730	0.0	16.0	58,324	0.0	12.7	56,023	0.0	△ 3.9
自動車取得税交付金	41	0.0	皆増	1,927	0.0	4,600.0	7,775	0.0	303.5
環境性能割交付金	99,306	0.1	△ 3.8	127,310	0.1	28.2	137,464	0.1	8.0
地 方 特 例 交 付 金	911,492	0.7	98.0	458,519	0.4	△49.7	432,335	0.3	△ 5.7
地 方 交 付 税	4,135,926	3.1	149.1	3,054,699	2.3	△26.1	3,276,478	2.5	7.3
交通安全対策特別交付金	45,078	0.0	△ 4.8	40,783	0.0	△ 9.5	36,794	0.0	△ 9.8
分 担 金 及 び 負 担 金	827,339	0.6	11.5	843,518	0.6	2.0	868,898	0.7	3.0
使用料及び手数料	1,854,505	1.4	3.0	1,904,492	1.5	2.7	1,916,214	1.4	0.6
国 庫 支 出 金	33,875,377	25.4	△44.4	29,344,598	22.5	△13.4	28,150,560	21.3	△ 4.1
県 支 出 金	7,836,959	5.9	△ 0.6	8,134,461	6.2	3.8	8,712,958	6.6	7.1
財 産 収 入	203,987	0.2	17.5	303,953	0.2	49.0	512,036	0.4	68.5
寄 附 金	307,282	0.2	332.9	574,144	0.4	86.8	680,438	0.5	18.5
繰 入 金	255,370	0.2	1.0	310,422	0.2	21.6	192,340	0.1	△38.0
繰 越 金	4,274,724	3.2	25.1	7,623,904	5.9	78.3	8,675,302	6.6	13.8
諸 収 入	2,908,715	2.2	10.9	3,303,976	2.5	13.6	3,189,384	2.4	△ 3.5
市 債	8,836,811	6.6	12.3	4,951,690	3.8	△44.0	6,195,710	4.7	25.1
合 計	133,537,341	100.0	△13.7	130,306,600	100.0	△ 2.4	132,211,908	100.0	1.5

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

3 一般会計決算（歳出）

（単位：千円）

年度 款別	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額	構成比 (%)	増減率 (%)
議会費	630,186	0.5	3.3	609,069	0.5	△3.4	605,828	0.5	△0.5
総務費	10,834,751	8.6	△76.9	12,080,396	9.9	11.5	13,453,015	10.6	11.4
民生費	60,724,558	48.2	19.1	56,610,292	46.6	△6.8	59,848,882	47.1	5.7
衛生費	16,618,483	13.2	29.1	14,622,837	12.0	△12.0	14,109,432	11.1	△3.5
労働費	153,662	0.1	△1.9	148,162	0.1	△3.6	153,369	0.1	3.5
農林水産業費	1,167,732	0.9	99.0	810,785	0.7	△30.6	776,208	0.6	△4.3
商工費	1,532,250	1.2	△21.9	1,354,758	1.1	△11.6	1,427,803	1.1	5.4
土木費	6,209,156	4.9	△9.6	6,267,348	5.2	0.9	7,857,492	6.2	25.4
消防費	4,346,724	3.5	△10.9	4,488,633	3.7	3.3	4,698,301	3.7	4.7
教育費	12,576,463	10.0	△9.7	13,482,746	11.1	7.2	13,291,408	10.5	△1.4
災害復旧費	0	—	皆減	0	—	—	0	—	—
公債費	11,085,078	8.8	4.5	10,996,173	9.0	△0.8	10,784,694	8.5	△1.9
諸支出金	34,393	0.0	40.1	160,099	0.1	365.5	90,220	0.1	△43.6
予備費	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合計	125,913,437	100.0	△16.3	121,631,298	100.0	△3.4	127,096,650	100.0	4.5

※ 計数は表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

4 財務状況（普通会計）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準財政需要額	51,008,809千円	52,535,834千円	53,991,000千円
基準財政収入額	47,173,129千円	49,748,279千円	51,054,403千円
標準財政規模	69,162,366千円	67,518,828千円	68,822,466千円
財政力指数	0.956	0.948	0.939
実質収支比率	11.1%	12.7%	7.5%
実質公債費比率	6.2%	6.4%	6.5%
将来負担比率	62.2%	63.1%	53.4%
義務的経費比率	58.6%	57.7%	56.8%
経常収支比率	95.2%	98.9%	99.8%

Ⅲ 市 有 財 産

1 行政財産

(令和6年3月31日現在)

区 分		土 地	建 物
公 用 財 産	本 庁 舎 (市民センター・分室を含む。)	35,261.68 m ²	25,826.72 m ²
	そ の 他 の 施 設	284,068.15 m ²	51,639.05 m ²
公 共 用 財 産	学 校	1,028,215.37 m ²	410,426.63 m ²
	公 営 住 宅	76,372.58 m ²	57,982.86 m ²
	公 園	780,657.48 m ²	26,741.14 m ²
	そ の 他 の 施 設	353,395.19 m ²	167,887.60 m ²

2 普通財産

(令和6年3月31日現在)

雑 種 財 産	83,259.94 m ² (土地)	1,705.08 m ² (建物)
収 益 財 産	121,439.77 m ² (土地)	1,296.04 m ² (建物)
有 価 証 券	9,979,550 千円	
出 資 及 び 出 捐 金	355,305 千円	
債 権	452,485 千円	

3 基 金

基 金 名	令和4年度末現在高	令和5年度中増減		令和5年度末現在高	
		増	減		
市有林維持基金	土地 (山林)	5,962 m ²	0 m ²	0 m ²	5,962 m ²
	公衆用道路	808 m ²	0 m ²	0 m ²	808 m ²
	立木	329 m ³	0 m ³	0 m ³	329 m ³
財 政 調 整 基 金	4,394,853 千円	3,315,406 千円	1,391 千円	7,708,869 千円	
福 祉 基 金	23,225 千円	15 千円	2,500 千円	20,741 千円	
商 業 振 興 施 設 整 備 基 金	34,291 千円	5 千円	717 千円	33,579 千円	
職 員 退 職 手 当 基 金	766,691 千円	116 千円	0 千円	766,807 千円	
初 雁 公 園 整 備 基 金	235,615 千円	35 千円	0 千円	235,650 千円	
緑 の 基 金	167,260 千円	231 千円	29 千円	167,462 千円	
庁 舎 建 設 基 金	1,572,956 千円	238 千円	0 千円	1,573,194 千円	
平 和 基 金	47,755 千円	0 千円	1,462 千円	46,292 千円	
介護保険保険給付費等準備基金	3,175,279 千円	476,272 千円	765,929 千円	2,885,623 千円	
文化芸術スポーツ振興基金	45,179 千円	6,009 千円	3,196 千円	47,992 千円	
みんなで支える観光基金	17,194 千円	7,383 千円	2,197 千円	22,380 千円	
公共施設マネジメント基金	624,127 千円	212,832 千円	0 千円	836,959 千円	
減 債 基 金	400,308 千円	241,547 千円	0 千円	641,855 千円	
大 学 奨 学 金 基 金	48,586 千円	11,586 千円	4,261 千円	55,911 千円	
市制施行百周年記念事業基金	0 千円	0 千円	0 千円	—	
森 林 環 境 基 金	46.607 千円	5 千円	13,790 千円	32,821 千円	
学校部活動地域連携・地域移行推進基金	—	11,000 千円	0 千円	11,000 千円	
企業版ふるさと納税基金	—	2,001 千円	0 千円	2,001 千円	

※ 表中の金額は千円未満を切り捨てとしたため、差引額が一致しない場合がある。

定額基金

(単位：千円)

基金名	設定年度	設定額	令和4年度 までの貸付額	令和5年度 貸付額	令和4年度 までの償還額	令和5年度 償還額	差引基金現在高
育英資金貸付基金	昭和40	471,841	1,396,923	18,832	1,143,382	43,767	243,235
災害援護特別資金貸付基金	昭和48	5,000	8,870	0	8,870	0	5,000

※ 育英資金貸付基金の昭和40年度から令和4年度までの一般会計繰入金（設定額）は、471,995千円である。
平成30年度不納欠損額（1人・154千円）については、時効の援用によるものである。

(単位：千円)

基金名	設定年度	設定額	令和4年度末 現在高	令和5年度 運用額	令和5年度 回収額	令和5年度末 現在高
土地開発基金	昭和44	500,000	78,153	20,064	20,064	78,153
美術品等取得基金	平成元	110,600	14,507	6,000	0	8,507

※ 千円未満は切り捨てとしたため、差引額が一致しない場合がある。

4 庁用車両

行政需要と社会情勢とに起因して、庁用自動車の保有台数が年々増加の傾向にある中で、車の管理が主管課に任されていたため、運行、維持管理、交通事故処理等の統一性がなく、非効率な管理が多く見受けられた。そこでプロジェクトチームが編成され、長期にわたり検討された結果、庁用自動車を集中管理することにより、効率的な利用と人員、経費の大幅な節減が図れるとして、現在の管理体制が確立されている。また、平成18年度には、給油専用カード（クレジット）による給油方式が導入された。

車両の種類と台数（上下水道局、消防組合を除く。）

(令和6年4月1日現在)

種類	乗用車	ライトバン	バス	ダンプ	塵芥収集車	し尿車
台数	32	15	2	23	29	1
種類	貨物	広報車	軽四輪	その他	計	原動機付自転車
台数	36	1	155	44	338	2

5 市庁舎

(1) 本庁舎

(令和6年4月1日現在)

	内 容
工期	昭和46年8月6日～昭和47年9月29日
敷地面積	9,272.96㎡
建築面積	1,606.20㎡
延床面積	12,012.80㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上7階建
高さ	軒高 26.90m 最高部高 36.20m
建設費	10億5,000万円

(2) 東庁舎

(令和6年4月1日現在)

	内 容
工 期	平成14年10月1日～平成15年2月28日
建 築 面 積	615.36 m ²
延 床 面 積	1,812.34 m ²
構 造	鉄骨造地上3階建

(3) 庁舎分室

(令和6年4月1日現在)

	内 容
工 期	昭和60年3月28日～昭和61年1月22日
建 築 面 積	269.00 m ²
延 床 面 積	1,068.83 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

(4) 小仙波庁舎

(令和6年4月1日現在)

	内 容
工 期	平成24年9月14日～平成25年1月31日
建 築 面 積	885.25 m ²
延 床 面 積	1,634.30 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地上2階建

(5) 駐 車 場

(令和6年4月1日現在)

	場 所	収 容 台 数 (台)	面 積 (m ²)
来 庁 者 用	庁舎南側	106	3,035.79
	庁舎北側	90	4,034.23
公 用 車 用	郭町公用車第一駐車場	61	1,072.40
	宮下町公用車第二駐車場	22	454.54
	宮下町公用車第三駐車場	24	565.06
	元町公用車第六駐車場	18	519.74
	宮下町公用車第七駐車場	6	241.86

(6) 公用車管理棟

(令和6年4月1日現在)

	内 容
工 期	平成15年10月31日～平成16年3月15日
建 築 面 積	165.00 m ²
延 床 面 積	161.47 m ²
構 造	鉄骨造地上1階建

IV 市 税

1 税目・税率

(令和6年4月1日現在)

税 目		税 率 等			
市 民 税	個人	均 等 割	3,000 円		
		所 得 割	100 分の 6		
	法 人	均 等 割	○公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外のもの ○人格のない社団等 ○一般社団法人及び一般財団法人 ○保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	50,000 円	
			資 本 金 等 の 金 額 (※) 区 分	市内従業者数	税 率
			1 千万円以下の法人	50 人以下	50,000 円
				50 人超	120,000 円
			1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	130,000 円
				50 人超	150,000 円
			1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	160,000 円
				50 人超	400,000 円
			10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	410,000 円
				50 人超	1,750,000 円
	50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円		
50 人超		3,000,000 円			
法 人 税 割		○資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 ○資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額 (分割前) が年 400 万円を超える法人 (資本金、出資金を有しない法人等も含む。)	8.4%		
		○上記以外の法人 (資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額 (分割前) が年 400 万円以下)	6.0%		
(※) 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、「資本金等の額」が、「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たない場合、上記の表の「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」となる。					

税 目	税 率 等			
固定資産税	100 分 の 1.4			
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc 以下 2,000 円 (一般原付及び特定小型) 50cc 超～90cc 以下 2,000 円 90cc 超～125cc 以下 2,400 円 ミニカー 3,700 円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農 耕 用 2,400 円 その他のもの 5,900 円 ・二輪の小型自動車 6,000 円 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 3,600 円 			
		(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)		
	三輪	3,100 円 3,900 円 4,600 円 1,000 円 2,000 円 3,000 円		
	四輪	乗用	営業用 5,500 円 6,900 円 8,200 円 1,800 円 3,500 円 5,200 円	
		貨物用	自家用 7,200 円 10,800 円 12,900 円 2,700 円	
			営業用 3,000 円 3,800 円 4,500 円 1,000 円	適用無し
			自家用 4,000 円 5,000 円 6,000 円 1,300 円	適用無し
		<p>(ア) 平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両について適用される。</p> <p>(イ) 平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査をした車両について適用される。</p> <p>(ウ) 賦課期日 (4 月 1 日) 時点で最初の新規検査から 13 年を経過している車両について適用される。ただし、「電気軽自動車」「天然ガス軽自動車」「メタノール軽自動車」「混合メタノール軽自動車」「ハイブリット軽自動車」「被けん引車」については対象外となる。</p> <p>◎グリーン化特例</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両で、次の基準を満たすものについては、令和 6 年度分に限り、(イ) にかかわらず、グリーン化特例により軽課税率が適用される。</p> <p>(エ) 電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車 (平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)</p> <p>(オ) 平成 30 年排出ガス基準 50% 低減又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減であって、 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90% 達成</p> <p>(カ) 平成 30 年排出ガス基準 50% 低減又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減であって、 令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70% 達成</p>		
	市たばこ税	1,000 本につき 6,552 円		
入湯税	1 人 1 日につき 150 円			
特別土地保有税	土地の保有 100 分の 1.4 土地の取得 100 分の 3 ※ 平成 15 年度以降、新たな課税は実施しない。			
都市計画税	100 分 の 0.3			
事業所税	資 産 割 事業所床面積の合計面積 1 m ² 600 円 従 業 者 割 従業者給与総額 100 分の 0.25			

2 令和5年度収入状況

(単位：千円)

税目	種別	予算現額	調定額	収入済額	収入率 (%)	
					対予算	対調定
市民税		26,090,426	26,816,037	26,085,097	99.98	97.27
固定資産税		23,418,322	24,045,921	23,589,331	100.73	98.10
軽自動車税		750,100	770,921	743,388	99.11	96.42
市たばこ税		2,234,712	2,256,701	2,256,701	100.98	100.00
入湯税		662	640	640	96.64	100.00
事業所税		1,685,813	1,712,325	1,712,325	101.57	100.00
都市計画税		4,273,950	4,374,499	4,291,385	100.41	98.10
合計		58,453,985	59,977,044	58,678,867	100.38	97.83

※ 単位未満は四捨五入したため、収入率及び合計が一致しない場合がある。

3 決算状況

(単位：千円)

税目	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		調定額	対前年比	調定額	対前年比	調定額	対前年比
市民税		26,437,937	98.14	27,286,510	103.21	26,816,037	98.28
固定資産税		23,191,346	97.17	23,843,395	102.81	24,045,921	100.85
軽自動車税		705,739	103.71	751,313	106.46	770,921	102.61
市たばこ税		2,123,528	107.30	2,240,189	105.49	2,256,701	100.74
入湯税		610	107.45	646	105.90	640	99.07
事業所税		1,720,908	101.68	1,810,196	105.19	1,712,325	94.59
都市計画税		4,241,085	97.73	4,345,835	102.47	4,374,499	100.66
合計		58,421,152	98.19	60,278,084	103.18	59,977,044	99.50

※ 単位未満は四捨五入したため、合計が一致しない場合がある。

4 市民税調定額（決算）「現年度分」

年度	区分	個人				法人					
		納税義務者(人)	均等割額(千円)	所得割額(千円)	調定額(千円)	納税義務者1人当り調定額(円)	納税義務者(社)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)	調定額(千円)	納税義務者1社当り調定額(円)
令和3		183,469	637,992	21,015,291	21,653,283	118,021	8,491	997,997	2,803,319	3,801,316	447,688
令和4		185,320	644,633	21,764,286	22,408,919	120,920	8,710	1,016,238	2,917,861	3,934,098	451,676
令和5		186,933	649,545	21,945,194	22,594,739	120,871	8,914	1,000,282	2,346,440	3,346,721	375,446

V 収 納 対 策

1 収納対策

川越市の24の債権の累積滞納額削減のため、滞納整理マニュアルを作成するとともに、債権ごとに収納対策基本計画を策定し、収入率向上に取り組んでいる。

業務・整備内容

- ① 債権徴収事務に係る指導、助言及び総合調整に関すること。
- ② 債権回収対策本部に関すること。
- ③ 債権（債権を所管する課から移管を受けたものに限る。）の徴収及び滞納整理に関すること。
- ④ 交付要求に関すること（収税課の主管に属するものを除く。）。
- ⑤ 公売に関すること。

2 第五次川越市市税等収入率向上プラン

主要な自主財源である市税等の安定的な確保を図り、併せて市民間の負担の公平性の確保を図るため、引き続き、令和8年度を目標年次とする「第五次川越市市税等収入率向上プラン」を推進し、目標が達成できるよう集中的かつ全庁的に取り組んでいる。

(1) 基本目標と数値目標

- ① 現年課税分収入率の向上
市税の現年課税分収入率 99.39%を目指す。
国民健康保険税の現年課税分収入率 93.59%を目指す。
- ② 累積滞納額の削減
各債権別に個々の目標値を設定し、24債権に係る累積滞納額総額の約17.2%相当額の削減を目指す。

(2) 目標達成のための取組

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 滞納の発生を抑える取組 | ④ 滞納処分・法的措置の強化 |
| ② 早期の対応 | ⑤ 回収不能債権の適正処理 |
| ③ 債権の特性に応じた納付方法の検討 | ⑥ 各債権担当課での取組 |

(3) その他の取組

- ① 専門的知識を持つ職員の育成
- ② 収納指導員（国税徴収OB等）採用による滞納整理事務の執行
- ③ 各種債権の進行管理

市 民 部

I 市民活動支援

1 協働の推進

少子高齢化や地方分権の進展に伴う地域の様々な課題や市民ニーズにきめ細やかに対応していくためには、「協働」の推進が重要である。

本市では、協働に係る考え方や協働を実施する上でのルールなどの基本的事項を定めた「川越市協働指針」を平成21年1月に策定した。その後、平成30年3月に「第四次川越市総合計画」に基づき改定し、「川越市協働指針（第3版）」を策定した。

また、平成21年度に協働を推進する制度として「川越市協働推進事業制度（提案型協働事業補助金、協働委託事業）」を創設した。

(1) 提案型協働事業補助金

市民活動団体等が地域の様々な課題を解決するために、主体的に行う本市との協働事業に対して、事業費の一部を補助し協働を積極的に推進する。

- 令和3年度 5事業
- 令和4年度 8事業
- 令和5年度 8事業

(2) 協働委託事業

本市が行う事業のうち、市が単独で行うよりも一層効果的な公共サービスが提供できる事業を選定し、市民活動団体等と協働して事業を実施する。

- 令和3年度 4事業
- 令和4年度 4事業
- 令和5年度 2事業

2 自治振興

(1) 自治会数

区分 年度	本 庁 管 内		市 民 セ ン タ ー 管 内		合 計	
	自治会数	世帯数	自治会数	世帯数	自治会数	世帯数
令和3年度	80	40,727	211	76,059	291	116,786
令和4年度	80	40,808	211	75,519	291	116,327
令和5年度	80	40,537	211	74,904	291	115,441

(2) 自治会への助成

助 成 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会協力報償金（円）	28,788,500	28,770,860	28,524,680

(3) 集会所設置状況

集会所施設数 265 施設

3 地域会議の推進

地域会議とは、地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱える様々な課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

(1) 川越市地域会議補助金

- 令和3年度 19 事業
- 令和4年度 36 事業
- 令和5年度 35 事業

II 地域ふれあいセンター

1 川越市北部地域ふれあいセンター

川越市北部地域ふれあいセンターは、市民に文化活動や学習の場を提供することにより、市民の相互交流を促進し、もって市民の文化の向上と豊かな地域社会づくりに資することを目的に、本市で初めての住民管理方式による施設として、平成14年12月にオープンした。

多目的ホール、大広間、会議室、和室、音楽室、調理実習室、創作室を有しており、多目的な利用ができるようになっている。

(1) 施設の概要

所在地	大字山田1578番地1
敷地面積	3,680.61㎡
建築面積	1,211.94㎡
建築延面積	1,259.48㎡
構造	鉄骨造平屋建（一部2階建）
多目的ホール	電動式移動観覧席・定員205席（車椅子スペース4台分）
会議室	広間1（35畳50名）、広間2（30畳40名）、会議室1（56.21㎡35名）、会議室2（40.15㎡25名） 和室1（12畳15名）、和室2（15畳15名）、音楽室（58.80㎡25名）、調理実習室（54.30㎡30名） 創作室（46.80㎡30名）

- ※ 広間1、広間2を通して使用可能（65畳90名）
 会議室1、会議室2を通して使用可能（96.36㎡60名）
 和室1、和室2を通して使用可能（27畳30名）

(2) 利用状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
総数	2,345	29,266	2,790	38,245	3,026	44,305	
広間 1	242	3,366	303	4,456	310	4,547	
広間 2	200	2,397	250	3,300	286	3,982	
会議室 1	228	3,123	229	3,863	258	4,505	
会議室 2	247	2,274	281	3,064	323	3,824	
和室 1	147	732	154	899	170	1,183	
和室 2	207	1,392	191	1,485	227	1,965	
音楽室	376	2,165	500	3,508	510	3,240	
調理実習室	66	680	103	1,066	133	1,871	
創作室	217	2,108	279	3,153	263	2,629	
多目的ホール	いす利用	17	1,240	23	1,705	30	2,411
	いすなし	398	9,789	477	11,746	516	14,148

(3) 施設使用料金

(令和6年4月1日現在)

利用区分	時間区分		午 前 (円)	午 後 (円)	夜 間 (円)
			(午前9時から正午まで)	(午後1時から 午後5時まで)	(午後5時30分から 午後9時まで)
広 間 1			1,100	1,500	1,700
広 間 2			750	1,000	1,150
会 議 室 1			700	950	1,100
会 議 室 2			500	700	800
和 室 1			300	400	450
和 室 2			350	450	500
音 楽 室			750	1,000	1,150
調 理 実 習 室			700	900	1,000
創 作 室			600	800	900
多 目 的 ホ ール	可動いすを利用する場合		2,900	3,850	4,400
	可動いすを利 用しない場合	舞台を利用 する場合	2,100	2,800	3,200
		舞台を利用 しない場合	1,550	2,050	2,300

備考 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有しない者並びに当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の5割相当額を加算した額とする。

2 川越市東部地域ふれあいセンター

川越市東部地域ふれあいセンターは、市民に文化活動や学習の場を提供することにより、市民の相互交流を促進し、もって市民の文化の向上と豊かな地域社会づくりに資することを目的に、北部地域ふれあいセンターに続き住民管理方式による施設として、平成20年4月にオープンした。

多目的ホール、会議室、リハーサル室、調理実習室を有しており、多目的な利用ができるようになっている。

(1) 施設の概要

所在地	大字並木452番地1
敷地面積	2,538.53 m ²
建築面積	950.38 m ²
建築延面積	977.44 m ²
構造	鉄骨造平屋建（一部2階建）
多目的ホール	定員200席
会議室	会議室1（61.88 m ² 40名）、会議室2（47.63 m ² 24名）、リハーサル室（34.43 m ² 10名）、調理実習室（44.84 m ² 24名）

※ 会議室1、会議室2を通して使用可能（109.51 m² 64名）

(2) 利用状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
総数	1,485	15,909	1,836	20,411	1,989	22,320
会議室 1	347	3,076	398	3,318	465	3,853
会議室 2	407	2,662	504	2,897	481	2,943
リハーサル室	119	379	173	666	218	1,029
調理実習室	42	620	92	751	125	911
多目的ホール	570	9,172	669	12,779	700	13,584

(3) 施設使用料金

(令和6年4月1日現在)

利用区分	時間区分	午 前 (円) (午前9時から正午まで)	午 後 (円) (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (円) (午後5時30分から 午後9時まで)
	会議室 1		800	1,050
会議室 2		600	800	900
リハーサル室		450	600	650
調理実習室		550	750	850
多目的 ホール	舞台及び控室を 利用する場合	2,300	3,100	3,500
	舞台及び控室を 利用しない場合	1,600	2,150	2,450

備考 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有しない者並びに当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の5割相当額を加算した額とする。

Ⅲ 広 聴 活 動

1 広 聴

市の主役である市民との対話の市政を目指し、「開かれた市政」を実現するため、市長と直接対話をする「市政懇談会」の開催や市内の公共施設に設置の「市民意見箱」により、多くの市民から市政に対する建設的な意見・提案を頂いている。また、このほかにも「陳情・要望」の受付、さらには市民の生活リズムの広がりに対応するため、24 時間体制で「インターネット」「ファクス」による市政への提案窓口を設け、多種多様な広聴活動を推進している。さらに、平成 21 年 3 月から市長と市民が直接対話を行う「タウンミーティング」を開催している。

これらにより、頂いた意見・提案等はできるだけ速やかに検討し、その後の施策や新たな政策の立案に積極的に反映するように努め、市民本位の市政運営を目指している。

意見等受理件数

年度	市政懇談会	市民意見箱	陳情・要望	窓口・電話・メール等	計
令和3年度	18	905	169	298	1,390
令和4年度	20	825	117	426	1,388
令和5年度	21	811	107	256	1,195
計	59	2,541	393	980	3,973

タウンミーティング

市長と市民が直接対話を行い、市民の要望、意見を聴くとともに、市政に関する情報を提供することにより、市民の立場に立った公正・公平な市政運営に資することを目的としている。

年度	対象 (テーマ)	開催日	参加者数	意見数
令和3年度	—	—	—	—
令和4年度	川越市スポーツ推進委員連絡協議会	7月7日	20	10
	川越市女性団体連絡協議会	1月24日	19	7
	地域活動栄養士PFCの会	2月3日	8	6
令和5年度	地域連携若手交流会 (川越エリア)	7月10日	39	8
	二十歳のつどい実行委員会	10月26日	8	8
	川越市民生委員児童委員協議会連合会	2月3日	19	6
計			113	45

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

2 市民相談

多種多様化する市民の声を行政に反映させ、また市民の家庭及び社会生活上のあらゆる相談に応じ、適切な指導助言を行い、市民生活の安定と福祉の増進に努めている。

市民相談件数

相談名	年度	令和3年度(件)	令和4年度(件)	令和5年度(件)
一般相談		240	241	278
交通事故相談		15	11	19
法律相談		1,396	1,440	1,417
建築相談		11	14	18
結婚相談		3,807(10)	3,269(7)	2,916(5)
内職相談		241	195	222
登記相談		91	99	105
税務相談		193	198	210
行政書士相談		14	27	27
社会保険労務相談		18	18	22
多重債務相談		19	19	17
住宅修繕相談		10	20	20
不動産相談		28	22	28
マンション管理相談		22	6	17
合計		6,105	5,579	5,316

※ 結婚相談の()内の数字は結婚成立件数

※ 令和4年4月、法律相談の一部でオンライン相談を開始

※ 令和5年4月、オンライン相談を拡充(建築相談、行政書士相談、表示登記相談、マンション管理相談)

※ 令和6年3月、交通事故相談、マンション管理相談を閉鎖

市役所内相談室

(令和6年4月1日現在)

相談名	相談内容	曜日	時間
一般相談	家庭及び社会生活上における心配ごと及び法令、社会慣習等に関する事	月曜日から金曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)
法律相談	市民相談全般の中で特に法的解釈及び判断を要する問題に関する事	月・水・金曜日 (ただし第5週は実施しない日あり) 【第1・第3水はオンライン相談可】 市民相談室(ウェスタ川越3階): 第1月曜日 電話相談: 第2木曜日	〃
建築相談	家屋の建築、設計、設備、建設資金の問題等に関する事	第3火曜日	〃
登記相談	土地及び家屋の表示の登記及び測量、境界に関する事	第2木曜日	〃
	相続での不動産登記手続き、遺言に基づく登記手続き等に関する事	第3木曜日	〃
税務相談	相続税、贈与税、所得税等に関する事	第1・3木曜日	〃
行政書士相談	官公庁に提出する許認可申請、紛争のおそれのない遺言書や遺産分割協議書作成(相談者の意向を取りまとめる範囲)等に関する事	第4木曜日	〃
社会保険労務相談	年金その他労働保険、社会保険諸法令に関する事	第2金曜日	〃
多重債務相談	多重債務問題に関する事	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分
住宅修繕相談	住宅等の修繕、増改築、付帯設備工事に関する事	第2・4火曜日	13時～16時
不動産相談	不動産の売却・購入、空き家の利活用等に関する事	第1木曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)

市民相談室(ウェスタ川越3階)

結婚相談	結婚を希望する者に対し、配偶者の紹介、男女間の交際等結婚に関する事	月曜日・水曜日 第2日曜日・第4土曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)
内職相談	内職の求人、求職等のあっせん等に関する事	月曜日	〃

3 消費者行政

高齢化の進行、成年年齢の引下げやコロナ禍における「新しい生活様式」の実践、急速なデジタル化の進展といった社会情勢の変化等、様々な要因を背景に消費者問題も多様化・複雑化し、新たな形態の消費者トラブルが発生している。これらの消費者トラブルの未然防止及び解決に向け対応する。

また、消費者自らが、自立的、合理的な消費生活を行うことができるよう、消費者教育の充実を図る。

(1) 消費者の啓発

消費者が安全で豊かな生活を営むために、新しい時代に即した消費生活の知識や情報を提供して、消費者意識の啓発を図っている。

① 消費生活講座の開催

消費者啓発の一環として、次のような事業を実施している。

(令和5年度実績)

事業名	内 容	実 績
消費者カレッジ	身近に関心のありそうな事柄をテーマに講座を開催 ・消費生活の身近なトラブル注意報 ・終活セミナー ～知っておきたい大切なこと～	回数 3回 参加人員 41人
出前講座	地域の消費者を対象に講座を実施（講師を派遣） 公民館の高齢者学級に講師を派遣し、消費生活講座を実施 ・消費生活の身近なトラブル注意報	回数 8回 参加人員 268人

② その他

5月の消費者月間に川越市役所本庁舎1階ロビーで啓発パネル等の展示と啓発物を配布し、消費者事例の周知を図った。

市広報紙及び市ホームページ、大型モニターに情報提供や契約トラブル未然防止のため、相談事例、注意喚起等を随時掲載し啓発に努めた。

関係機関が参加する会議にてトラブル事例を周知し、消費者被害の未然防止を図った。

ポスター、リーフレットを市の関係機関に配布し、消費者への啓発を実施した。

(2) 消費生活相談

消費者被害の救済のため、専門の相談員を配置し、苦情処理・相談を実施

(令和6年4月1日現在)

相談名	相談内容	場 所	曜 日	時 間
消費生活相談	商品や契約に関するトラブル及び苦情についての相談	消費生活センター (広聴課内)	月曜日～金曜日	10時～16時 (12時～13時を除く)

相談名	年度	令和3年度(件)	令和4年度(件)	令和5年度(件)
	商 品 一 般	133	96	120
食 料 品	127	78	120	
住 居 品	89	63	63	
光 熱 水 品	47	49	24	
被 服 品	86	92	93	
保 健 衛 生 品	129	137	141	
教 養 娛 楽 品	168	164	136	
車 両 ・ 乗 り 物	60	37	63	
土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	66	51	54	
他 の 商 品	2	1	6	
ク リ ー ニ ン グ	5	5	5	
レ ン タ ル ・ リ ー ス ・ 賃 借	90	61	60	
工 事 ・ 建 設 ・ 加 工	118	66	104	
修 理 ・ 補 修	48	30	52	
管 理 ・ 保 管	4	5	4	
役 務 一 般	8	8	13	
金 融 ・ 保 険 サ ー ビ ス	129	88	113	
運 輸 ・ 通 信 サ ー ビ ス	149	123	102	
教 育 サ ー ビ ス	10	5	6	
教 養 ・ 娛 楽 サ ー ビ ス	173	130	134	
保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス	73	95	94	
他 の 役 務	117	82	86	
内 職 ・ 副 職 ・ ね ず み 講	28	11	27	
他 の 行 政 サ ー ビ ス	8	6	0	
他 の 相 談	35	12	11	
合 計	1,902	1,495	1,631	

IV 防犯・交通安全

1 川越市防犯のまちづくり基本方針と防犯推進体制

平成16年に市内の刑法犯認知件数が9,519件に達し、犯罪も凶悪化・多様化していることから、このような状況に対処するため、本市では、防犯のまちづくり庁内検討会議を設置し、平成16年3月に、「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定した。その後、平成16年をピークとして、市内の刑法犯認知件数は令和3年には1,805件まで減少したが、新型コロナウイルス感染症の影響からの社会経済活動の回復とともに再び増加傾向となり、令和5年には2,388件となっている。

この「川越市防犯のまちづくり基本方針」は防犯対策の緊急性を考慮し、行政の立場で取り組むべき防犯のまちづくりの基本方針をまとめたもので、「防犯意識の高揚」「規範意識の高揚と防犯教育の推進」「地域コミュニティの推進」「安全な都市環境の創出」の推進を定めている。市民の防犯意識の更なる高揚を図るため、本方針は平成26年4月及び令和3年3月に改定を行い、新たに「市民に不安を与える犯罪への対応」を加え、特殊詐欺への対応や暴力排除の推進、声掛け事案等への対応及び犯罪被害者等への支援など、新たな課題等への取組について定めている。

平成17年度からは、埼玉県警察本部より警察官（派遣）を配置することで、防犯・暴力等に対する専門的な知識を習得・周知するとともに、平成19年度組織改正では、安全安心生活課（平成25年度より防犯・交通安全課）が新設され、交通安全対策担当と統合し組織の強化を図った。

現在では、地域での実質的な活動主体となる自治会を中心とした地域や関係団体等と行政、警察、関係機関等が緊密に連携して、「みんなで つくろう 小江戸川越 防犯のまち」を合言葉に、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行う「防犯のまちづくり」の各種事業に取り組んでいる。

なお、平成25年1月には、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展を目指すため「川越市暴力団排除条例」を施行した。また、平成25年4月には、近年社会的問題となっている管理不全な空き家対策として「川越市空き家等の適正管理に関する条例」を施行したが、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、この条例を全部改正し、平成30年4月に新たに「川越市空家等の適切な管理に関する条例」を制定した。さらに、令和5年の同法改正を受け、令和6年3月に同条例を一部改正した。これらの法や条例の規定に基づき、本市の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成30年7月に「川越市空家等対策計画」、令和5年3月に「第2次川越市空家等対策計画」を策定した。

「小江戸川越防犯のまちづくり情報」メール配信サービス及び川越公式LINEサービス登録件数

年度	区分	登録件数（件）	メール配信数（件）
令和3年度		9,964	303
令和4年度		9,773	311
令和5年度	【メール】	9,721	169
	【LINE】	3,913	147

※川越市公式LINEサービスは、令和5年4月から配信開始

2 防犯灯

市民生活に身近な犯罪の防止を図ることを目的として、犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行う「防犯のまちづくり」を推進するため、各自治会からの要望等に基づき、LED 型防犯灯の新設及び既設の整備を行い、夜間の犯罪の予防に努めている。

また、各自治会等に対し電気料の2分の1（平成26年度までは3分の2）を限度とし、予算の範囲内で補助を行っている。

年度	区分	設置数(基)	総数(基)	補助金(円)
令和3年度		86	22,967	17,500,228
令和4年度		94	23,069	22,908,769
令和5年度		65	23,155	20,823,495

※ 総数には市が設置したもののほか、開発に伴う寄付等も含む。

3 交通事故発生状況

年	区分	人身事故数(件)	死亡者(人)	傷者(人)
令和3年		1,041	6	1,207
令和4年		964	8	1,114
令和5年		940	4	1,092

4 交通安全運動の推進（令和5年度）

春の全国交通安全運動	5月11日～5月20日
夏の交通事故防止運動	7月15日～7月24日
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
冬の交通事故防止運動	12月1日～12月14日

5 交通安全思想の普及

（1）交通安全教育

幼稚園、小学校、自治会等関係機関・団体と連携を密にし、自他の生命尊重という基本理念の下、幼児・児童を中心とした交通安全教育を実施した。交通安全教室においては、各種指導器材を使用して、「道路の安全な渡り方」「自転車の安全な乗り方」の指導に努めた。

交通安全教室の開催状況

(令和5年度)

	幼 児	小 学 生	中 学 生	保護者等	高 齢 者	一 般	合 計
回数 (回)	8	101	0	23	4	11	147
人員 (人)	922	10,153	0	1,630	144	121	12,970

(2) 啓発活動

年4回の交通安全運動期間を中心に、交通弱者、特に、歩行者・自転車利用者の安全確保と交通ルールの遵守実践化を図るため、市・警察・交通指導員・交通安全協会・交通安全母の会等の関係機関・団体が、チラシ、啓発品を配布するなど創意工夫を凝らし効果ある啓発活動に努めた。

(3) 広報活動

広報を通じて市民の交通安全意識の高揚と安全な行動の実践を図るため、市広報紙やホームページ、SNSに掲載するほか、庁内放送、ポスターの掲示などの広報活動を推進した。

6 交通安全施設設置状況

住民要望等を受けて道路標示、道路反射鏡、標識・看板等の交通安全施設を設置しており、近年では小中学校関係者からの要望により通学路安全対策を強化している。

施 設 名	令和3年度実施	令和4年度実施	令和5年度実施
道 路 標 示 (km)	4	4	4
道 路 反 射 鏡 (基)	30	28	30
標 識 ・ 看 板 (基)	39	53	47

※ 修繕を除く。

7 放置自転車対策

川越市内にある 11 駅のうち、5 駅に市営の有料自転車駐車場、2 駅に無料の自転車置場を設置し、自転車利用者の便宜を図っている。

また、駅周辺における自転車の放置対策として、置き方指導や月に数回の放置自転車の撤去を実施している。

川越駅西口第一自転車駐車場ほか 7 施設利用状況（定期利用）

施設名	令和 3 年度 利用台数（月平均）	令和 4 年度 利用台数（月平均）	令和 5 年度 利用台数（月平均）
川越駅西口第一自転車駐車場 （昭和 57 年 5 月開設）	1,178 台	1,201 台	1,235 台
的場駅前自転車駐車場 （昭和 63 年 6 月開設）	402 台	417 台	401 台
川越駅東口自転車駐車場 （昭和 63 年 6 月開設）	1,750 台	1,891 台	1,911 台
川越駅西口第二自転車駐車場 （平成 2 年 7 月開設）	924 台	918 台	913 台
南大塚駅南口自転車駐車場 （平成 5 年 4 月開設）	258 台	266 台	252 台
新河岸駅自転車駐車場 （平成 6 年 4 月開設）	237 台	214 台	200 台
本川越駅前自転車駐車場 （平成 15 年 2 月開設）	180 台	180 台	181 台
川越駅西口第三自転車駐車場 （平成 27 年 4 月開設）	793 台	753 台	754 台

V 男女共同参画社会

1 男女共同参画

豊かで活力ある社会を築いていくためには、一人一人が主体性と責任をもって家庭や地域社会に積極的に参画していく必要がある。

しかし、現実には今もなお家庭、地域、職場などあらゆる分野において、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残り、人々がそれぞれの個性に基づいて、十分に活動する機会を妨げる要因となっている。男女が性別に関わりなくお互いに人格を尊重し、個性と能力を十分発揮し、かつ責任を分担する男女共同参画社会とするためには、男女双方の意識の改革が必要である。

さらに、あらゆる分野に男女が共同して参画できるよう政策方針決定過程への女性の参画も重要とされる。

本市では、「第六次川越市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して関連施策を総合的に推進している。

〈事業内容〉

普及・啓発に関すること。

団体育成に関すること。

調査・研究に関すること。

男女共同参画基本計画の管理に関すること。

配偶者暴力相談支援センターに関すること。

女性相談（配偶者暴力相談支援センター）利用状況

（単位：人）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（延べ）	518	638	645
うちDV（主訴のみ）	240	319	299

カウンセリングルーム利用状況

（単位：人）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員（延べ）	27	74	70

VI 戸籍・住民・国民年金

1 戸 籍

(令和6年4月1日現在)

本籍数 120,938 戸籍 本籍人口数 296,368 人

2 市民センター別人口及び世帯数の推移

	令和4年4月1日		令和5年4月1日		令和6年4月1日	
	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数
市内全域	352,896	164,413	352,986	166,362	352,836	168,317
本庁管内	105,789	52,436	105,695	52,963	106,081	53,766
市民センター管内	247,107	111,977	247,291	113,399	246,755	114,551
芳 野	5,456	2,227	5,408	2,226	5,380	2,258
古 谷	10,240	4,444	10,189	4,483	10,107	4,522
南古谷	25,111	10,747	25,152	10,913	25,126	11,052
高 階	53,408	25,794	53,542	26,082	53,704	26,558
福 原	21,062	9,027	20,982	9,106	20,897	9,203
大 東	35,195	15,794	35,185	15,952	35,132	16,119
霞ヶ関	32,347	14,250	32,598	14,615	32,498	14,690
川 鶴	5,555	2,592	5,527	2,598	5,514	2,618
霞ヶ関北	16,741	8,099	16,584	8,155	16,398	8,121
名 細	30,048	13,930	30,235	14,160	30,132	14,244
山 田	11,944	5,073	11,889	5,109	11,867	5,166

※ 在住外国人を含む

3 戸籍・住民基本台帳処理件数

(1) 戸 籍

(令和5年度)

区分	新戸籍編製	戸籍全部消除	違反通知	戸籍の再製補完	その他	計
件数	2,486	1,966	35	1	5	4,493

(2) 住民基本台帳

(令和5年度)

区分	記載 (転入、出生等)	消除 (転出、死亡等)	修正 (転居、婚姻等)	戸籍の附票・記載	戸籍の附票・消除	計
件数	14,795	15,634	27,513	5,379	6,563	69,884

4 戸籍・住民基本台帳等証明件数並びに手数料

(令和5年度)

種 別		件 数 (件)	単 価 (円)	金 額 (円)	
戸	全 部 事 項 証 明	戸籍	45,023 (192)	450	20,260,350
		除籍	5,137	750	3,852,750
	個 人 事 項 証 明	戸籍	5,491 (58)	450	2,470,950
		除籍	148	750	111,000
	一 部 事 項 証 明	戸籍	2	450	900
		除籍	0	750	0
	膳 本	戸籍	3	450	1,350
		除籍	14,658	750	10,993,500
	抄 本	戸籍	4	450	1,800
		除籍	67	750	50,250
	広域交付全部事項	戸籍	886	450	398,700
		除籍	230	750	172,500
	広域交付 膳本	除籍	845	750	633,750
	記 載 事 項 証 明	戸籍	30	350	10,500
		除籍	0	450	0
	識別符号通知書	戸籍	0	400	0
除籍		0	700	0	
受 理 証 明		1,992	350	697,200	
手数料の標準政令第5号 ただし書証明		36	1,400	50,400	
届書に基づく証明		213	350	74,550	
届書に基づく証明 閲覧		0	350	0	
届書等情報内容証明		0	350	0	
届書等情報内容証明 閲覧		0	350	0	
小 計		74,765 (250)	—	39,780,450	
住 民 基 本 台 帳	住 民 票 の 写 し	159,159 (37,873)	200	31,831,800	
	住 民 票 の 除 票 の 写 し	12,281	200	2,456,200	
	広 域 交 付 住 民 票	226	200	45,200	
	戸 籍 の 附 票	5,341 (26)	200	1,068,200	
	戸 籍 の 附 票 の 除 票	558	200	111,600	
	記 載 事 項 証 明	4,576 (1,296)	200	915,200	
	除 票 記 載 事 項 証 明	2	200	400	
	閱 覧	1	200	200	
	補 助 簿 閱 覧	19	400	7,600	
小 計	182,163 (39,195)	—	36,436,400		
諸 証 明	印 鑑 証 明 書	97,628 (28,972)	200	19,525,600	
	身 分 証 明 書	2,196	200	439,200	
	埋 火 葬 証 明 書	0	200	0	
	そ の 他 の 証 明 書	790	200	158,000	
	小 計	100,614 (28,972)	—	20,122,800	
自動車臨時運行許可	2,757	750	2,067,750		
個人番号カード再交付手数料	1,433	800	1,146,400		
合 計	361,732 (68,417)	—	99,553,800		

※ 括弧内は、うちコンビニ交付の件数

5 国籍・地域別外国人住民登録数

(令和6年4月1日現在)

国名	中国	ベトナム	ネパール	フィリピン	韓国及び朝鮮	ブラジル
人数	2,666	2,210	1,284	1,001	558	383
国名	インドネシア	バングラデシュ	タイ	ミャンマー	その他	計
人数	342	265	187	159	1,402	10,457

6 国民年金

国民年金は、収入の保障を計り、生活の安定、向上を目的として、昭和34年4月に発足した制度である。

昭和61年4月、公的年金制度を長期にわたり運営していくため、基礎年金制度が導入され、国民年金から「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」の給付を行うこととなった。

また、平成29年8月、老齢基礎年金の年金受給資格期間が25年以上から10年以上に短縮された。

(1) 拠出年金

新国民年金法による給付

(令和6年4月1日現在)

種 類	受 給 要 件	年 金 額
老 齢 基礎年金	保険料を納めた期間、保険料の免除期間と合算対象期間（カラ期間）、厚生年金保険加入期間、共済組合加入期間などを合わせて10年以上ある人が65歳になったとき。（昭和5年4月1日までに生まれた人は期間が短縮される）	816,000円× $\frac{\text{納付月数} + \text{全額免除月数} \times 1/2 + 3/4 \text{ 免除月数} \times 5/8 + \text{半額免除月数} \times 3/4 + 1/4 \text{ 免除月数} \times 7/8}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ 月}}$
障 害 基礎年金	国民年金の加入期間中に初診日のある傷病で障害になり、障害の程度が国民年金法の1級か2級に該当し、次の①又は②の納付要件を満たしているとき。 ①初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して2/3以上あること。 ②初診日が令和8年3月31日以前の場合は、直近1年間に滞納がないこと。 ※ 18歳未満の子又は20歳未満で障害等級が1級・2級の子を扶養しているときは、子の加算あり。	1級 1,020,000円 2級 816,000円 子の加算 1人目、2人目 234,800円 3人目以上1人増毎に 78,300円
遺 族 基礎年金	国民年金の加入中（納付要件あり）又は老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給。 ※ 子とは18歳未満又は20歳未満で障害等級が1級・2級 保険料納付要件は障害基礎年金と同じ	基本額 816,000円 子の加算 障害基礎年金と同じ
付加年金	老後により多くの年金を受けたいという人が、希望で付加保険料を納め、老齢基礎年金の受給権を得たときに支給される。 （第1号被保険者・任意加入被保険者が加入）	老齢基礎年金の上積み 200円×付加保険料納付済期間の月数

種 類	受 給 要 件	年 金 額	
寡婦年金	保険料を10年以上納めた(免除を含む。)期間のある夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給しないうちに死亡したとき、10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳までの間支給される。	夫の老齢基礎年金額の3/4	
死亡一時金	保険料納付済期間の合計が3年以上ある人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、生計同一の遺族に支給される。	保険料を納めた期間	金 額
		3年以上15年未満	120,000円
		15年以上20年未満	145,000円
		20年以上25年未満	170,000円
		25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円		
35年以上	320,000円		

旧国民年金法による給付

(令和6年4月1日現在)

種 類	受 給 要 件	年 金 額	
老齢年金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和61年3月以前に受給権が発生した人を対象に保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年以上ある人が65歳になったとき。この25年の期間は年齢に応じて、10年から24年に短縮される。	※(2,606円×保険料納付済期間の月数)+(2,606円×保険料免除期間の月数×1/3) 5年年金 420,800円	
通 算 老齢年金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和61年3月以前に受給権が発生した人を対象に通算対象期間(国民年金保険料納付済期間、厚生年金、共済組合等)が25年以上あるか、国民年金以外の通算対象期間が20年以上ある人が65歳になったとき。	(2,606円×保険料納付済期間の月数)+(2,606円×保険料免除期間の月数×1/3)	

拠出年金被保険者数

(令和6年3月末現在)

項 目	被 保 険 者 数				免 除 該 当 者					付加年金 加 入 者
	第1号	任意加入	第3号	計	法 免	申 免	納付猶予	学生特例	計	
人 数	39,644	600	22,216	62,460	3,569	5,828	1,746	4,992	16,135	2,120

受給状況

(各年3月末現在)

項目 年度	老齢年金	通算老齢 年金	基礎年金				障 害 年 金	母 子 年 金	遺 児 年 金	寡 婦 年 金	国民年金 総 数
			老 齢	障 害 (新法)	障 害 (福祉)	遺 族					
令和3	511 20	358	89,603	1,026 1,228	2,606	439 109	45	0	0	17	95,962
令和4	433 20	271	89,766	1,087 1,279	2,717	461 131	40	0	0	19	96,224
令和5	378 20	215	90,012	1,158 1,341	2,787	428 131	33	0	0	19	96,522

※ 老齢年金の下段の数字は、5年年金受給者

※ 障害基礎年金のうち新法は昭和61年4月からの該当者

※ " 福祉は20歳前障害等の受給者

※ 障害基礎・遺族基礎年金の上段の数字は、厚生年金（共済年金）と基礎年金を併せて受給している受給者

(2) 老齢福祉年金

国民年金発足当時、既に高年齢に達していた人は、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たせないために無拠出の老齢福祉年金が支給される制度である。

老齢福祉年金受給状況

(令和6年3月末現在)

受給権者	受給者	年 金 額
0人	0人	0円

Ⅶ 斎 場

斎場は、今後増加する火葬需要に対応するとともに、葬儀の多様化、個別化など市民ニーズを十分反映した施設とするため新たに建設し、平成29年4月1日から供用開始した。

環境性能に優れた火葬炉を設置するとともに、CO₂排出抑制のため太陽光発電システムや地中熱利用による空調設備の採用、雨水のトイレ洗浄等への利用、LED照明の採用など、環境に配慮した建物としている。

また、利用諸室は、全て1階に配置し、バリアフリー構造となっている。

1 施設の概要

所在地	大字小仙波 786 番地 1
敷地面積	17,880.75 m ²
延床面積	7,316.42 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建 (2 階は機械室)
火葬炉	13 炉 (内 1 炉は小動物用)
式場	2 室 (各式場に遺族控室、式場控室、司式控室、受付ロビー、クロークを設置。更衣室は共用) 小式場 1 (30 席) 小式場 2 (30 席)
待合室	10 室 小 8 室 (40 席) 大 2 室 (60 席)
霊安室	1 室 (遺体保冷库 4 基)
職員	場長ほか計 8 名 (全員市民聖苑やすらぎのさとと兼務)

2 利用状況

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		件数	人(日)数	件数	人(日)数	件数	人(日)数	
火 葬	市 内	3,569 件	—	3,876 件	—	3,878 件	—	
	市 外	814 件	—	888 件	—	775 件	—	
小動物火葬	市 内	1,034 件	—	1,028 件	—	1,040 件	—	
	市 外	101 件	—	110 件	—	112 件	—	
式 場	通夜	小式場1	221 件	1,802 人	201 件	1,976 人	202 件	1,991 人
		小式場2	196 件	1,542 人	198 件	1,919 人	202 件	1,829 人
	告別式	小式場1	294 件	3,391 人	293 件	4,221 人	295 件	4,596 人
		小式場2	292 件	3,095 人	290 件	3,942 人	291 件	4,346 人
待 合 室		3,657 件	43,258 人	3,995 件	49,490 人	3,959 件	52,823 人	
霊 安 室		391 件	1,485 日	388 件	1,496 日	380 件	1,528 日	
葬祭用品		15 件	—	19 件	—	18 件	—	
小動物用葬祭用品		1,126 件	—	1,115 件	—	1,123 件	—	

備考 小動物用葬祭用品は、小動物用骨つぼ等

3 施設使用料金

(令和6年4月1日現在)

区 分		単 位	使用料
火葬	満12歳以上であった者	市内居住者	1体 無料
		市外居住者	1体 48,000円
	満12歳未満であった者	市内居住者	1体 無料
		市外居住者	1体 32,000円
小動物火葬	10キログラム未満	市内居住者	1体 7,000円
		市外居住者	1体 14,000円
	10キログラム以上25キログラム未満	市内居住者	1体 14,000円
		市外居住者	1体 28,000円
	25キログラム以上60キログラム未満	市内居住者	1体 21,000円
		市外居住者	1体 42,000円
式場	小式場1	通夜等及び告別式	1回 40,000円
		告別式のみ	1回 20,000円
	小式場2	通夜等及び告別式	1回 40,000円
		告別式のみ	1回 20,000円
待合室	待合室(小)	市内居住者	1回 2,000円
		市外居住者	1回 4,000円
	待合室(大)	市内居住者	1回 3,000円
		市外居住者	1回 6,000円
霊安室		1棺24時間	1,000円

備考 霊安室について、利用の許可を受けた時間を超過して利用する場合の使用料は、12時間(12時間に満たない場合は、12時間とする。)につき500円とする。

Ⅷ 市民聖苑やすらぎのさと

市民聖苑やすらぎのさととは、近年の生活様式の変化などにより、自宅で行うことが難しくなった通夜、告別式及び法要を行う場所として、多くの市民の要望に基づき建設した施設で、平成12年7月1日にオープンした。

祭壇（無料）を常設した式場が、大小6つあり、式場ごとの独立性を保つことができる配置となっている。

法要室は、和室1室、洋室3室があり、精進落としや年回忌法要等が行える。

また、地球環境の保全や資源の有効活用として、太陽光発電（約20キロワット）や雨水利用設備も備えた施設である。

1 施設の概要

所在地	大字小仙波 867 番地 1
敷地面積	22,036.15 m ²
延床面積	4,698.79 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建（耐火構造）
式場	6 室（各式場に遺族控室、会葬者控室、司式控室、受付ロビー、クローク、更衣室等を設置） 第1式場（150 席）、第2式場（150 席）、第3式場（60 席）、第4式場（60 席） 第5式場（100 席）、第6式場（30 席） ※ 第1、第2式場は間仕切りをはずし「大式場」として利用可能（350 席）。第6式場は会葬者控室、受付ロビー、クローク、更衣室等の設置なし。
法要室	4 室（各室に配膳室を設置） 法要和室（40 席）、法要洋室1（40 席）、法要洋室2（40 席）、法要洋室3（40 席） ※ 法要洋室1、2は間仕切りをはずし「大洋室」として利用可能（80 席）
霊安室	2 室（遺体保冷库 10 基）

2 利用状況

			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数
式場	通夜	第1式場	74件	4,230人	60件	3,615人	48件	4,148人
		第2式場	26件	1,337人	52件	3,333人	42件	3,253人
		第3式場	228件	4,523人	209件	4,752人	213件	5,517人
		第4式場	218件	3,541人	209件	3,312人	187件	3,929人
		第5式場	170件	4,283人	166件	6,334人	148件	5,678人
		第6式場	163件	494人	189件	838人	177件	596人
		第1・第2式場	2件	330人	5件	1,200人	7件	2,680人
	小計	881件	18,738人	890件	23,384人	822件	25,801人	
	告別式	第1式場	80件	1,837人	69件	2,162人	52件	2,054人
		第2式場	27件	498人	57件	1,341人	46件	1,477人
		第3式場	283件	4,781人	286件	5,799人	283件	6,206人
		第4式場	253件	3,872人	261件	4,838人	256件	5,519人
		第5式場	196件	3,976人	194件	5,294人	172件	4,640人
		第6式場	250件	2,313人	262件	2,943人	240件	2,993人
第1・第2式場		2件	50人	5件	680人	7件	530人	
小計	1,091件	17,327人	1,134件	23,057人	1,056件	23,419人		
合計	1,972件	36,065人	2,024件	46,441人	1,878件	49,220人		
法要室	精進落とし	法要和室	0件	0人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室1	3件	32人	6件	54人	3件	50人
		法要洋室2	0件	0人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室3	5件	75人	11件	121人	9件	114人
		法要洋室1・2	1件	42人	0件	0人	0件	0人
		小計	9件	149人	17件	175人	12件	164人
	年回忌法要	法要和室	0件	0人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室1	16件	156人	19件	180人	23件	211人
		法要洋室2	4件	33人	8件	114人	4件	56人
		法要洋室3	51件	370人	51件	468人	73件	621人
		小計	71件	559人	78件	762人	100件	888人
	通夜振る舞い	法要和室	0件	0人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室1	0件	0人	3件	45人	0件	0人
		法要洋室2	0件	0人	0件	0人	0件	0人
		法要洋室3	3件	19人	10件	160人	9件	165人
		法要洋室1・2	0件	0人	0件	0人	1件	62人
		小計	3件	19人	13件	205人	10件	227人
	合計	83件	727人	108件	1142人	122件	1,279人	
			件数	利用日数	件数	利用日数	件数	利用日数
霊安室			435件	1,906日	488件	2,212日	457件	2,125日

3 施設使用料金

(令和6年4月1日現在)

区分		単位	使用料
式場	第1式場	通夜等及び告別式	1回 80,000円
		告別式のみ	1回 40,000円
	第2式場	通夜等及び告別式	1回 80,000円
		告別式のみ	1回 40,000円
	第3式場	通夜等及び告別式	1回 30,000円
		告別式のみ	1回 15,000円
	第4式場	通夜等及び告別式	1回 30,000円
		告別式のみ	1回 15,000円
	第5式場	通夜等及び告別式	1回 50,000円
		告別式のみ	1回 25,000円
	第6式場	通夜等及び告別式	1回 8,000円
		告別式のみ	1回 4,000円
法要室	法要和室	2時間	2,500円
	法要洋室1	2時間	2,500円
	法要洋室2	2時間	2,500円
	法要洋室3	2時間	2,500円
霊安室		1棺24時間	1,000円

備考1 法要室について、利用の許可を受けた時間を超過して利用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たない場合は、1時間とする。)につき1,250円とする。

2 霊安室について、利用の許可を受けた時間を超過して利用する場合の使用料は、12時間(12時間に満たない場合は、12時間とする。)につき500円とする。

IX 市民センター等

1 市民センター

地域における市民の自主的な活動を支援し、市民及び市が協働して行う地域づくりを推進するとともに、地域における行政の窓口として市民の利便に供するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する出張所として、川越市市民センター（以下「市民センター」という。）を設置しているものである。

なお、地域活動支援及び地域づくりの推進に当たっては、市民センター併設の公民館と連携し、一体的に実施していく。

2 市民センター等の所在地及び職員数

（令和6年4月1日現在）

名 称	所 在 地	職員数（人）	備 考
川越駅西口連絡所	脇田本町8番地1	12	U_PLACE(ユープレイス)3階
芳野市民センター	大字北田島119番地2	7	公民館と併設
古谷	大字古谷上3830番地2	7	公民館と併設
南古谷	大字今泉371番地1	8	公民館と併設
高階	大字藤間27番地1	15	公民館、図書館、児童館と併設
福原	大字今福481番地3	7	公民館と併設
山田	大字山田161番地7	7	公民館と併設
名細	大字小堤662番地1	8	公民館と併設
霞ヶ関	大字笠幡177番地1	8	公民館と併設
川鶴	川鶴2丁目8番地3	7	公民館と併設
霞ヶ関北	霞ヶ関北3丁目12番地4	9	
大東	豊田本5丁目16番地1	10	公民館と併設
合 計		105	

※ 市民センターの職員数は公民館との兼務を含む。

※ 川越駅西口連絡所については、地域活動支援等を行っていない。

選挙管理委員会

選挙管理委員会は、議会の議員及び長の選挙に関する事務を管理し、また、法令によってその権限とされたその他の選挙に関する事務（国、都道府県の選挙に関する事務等）及びこれに関係ある事務を管理する。組織としては4人の委員による合議制の機関で、選挙管理委員は、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから議会により選挙され、その任期は4年である。なお、事務局職員は6人である。

最近の投票率の低下傾向に対処するため、川越市明るい選挙推進協議会の皆様の協力を得ての街頭啓発、広報車による宣伝及び大型店舗内での店内放送等で棄権防止に努めている。

また、任意制の選挙公報の発行及び選挙運動用ポスター掲示を公営掲示場とする選挙公営も昭和61年に条例化、さらに平成6年に選挙運動用ポスター・自動車等の公営制度、平成20年に市長選挙における選挙運動用ビラの公営制度、平成30年に市議会議員選挙における選挙運動用ビラの公営制度を条例化した。

1 選挙管理委員

職名	氏名	委員就任年月日
委員長	堀越 孝	平成22年12月17日 (委員長 平成27年6月30日)
委員長職務代理者	駒井 雅之	令和元年 6月30日 (委員長職務代理者 令和5年6月30日)
委員	新井 哲三郎	平成27年 6月30日
委員	大泉 一夫	令和 5年 6月30日

2 投票所・登録者数

(令和6年3月1日現在)

区分	登録者数(人)	投票所数(ヶ所)	区分	登録者数(人)	投票所数(ヶ所)
本庁管内	88,741	15	霞ヶ関市民センター管内	26,614	5
芳野市民センター管内	4,428	2	川鶴市民センター管内	4,848	1
古谷市民センター管内	8,680	2	霞ヶ関北市民センター管内	13,979	4
南古谷市民センター管内	20,608	3	名細市民センター管内	24,637	5
高階市民センター管内	44,772	9	山田市民センター管内	9,719	2
福原市民センター管内	16,775	3	計	293,471	56
大東市民センター管内	29,670	5			

3 市長と市議の選挙

	投票年月日	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
市長選挙	平成21年1月25日	269,490	98,389	36.51
	平成25年1月27日		無投票	
	平成29年1月22日	288,373	85,640	29.70
	令和3年1月24日	290,275	64,008	22.05
市議会議員選挙	平成21年1月25日 (補欠選挙)	269,490	98,251	36.46
	平成23年4月24日	273,959	110,937	40.49
	平成27年4月26日	278,928	113,210	40.59
	平成29年1月22日 (補欠選挙)	288,373	85,562	29.67
	平成31年4月21日	287,768	109,217	37.95
	令和3年1月24日 (補欠選挙)	290,275	63,958	22.03
	令和5年4月23日	289,528	100,600	34.75

4 最近の選挙（市長と市議の選挙を除く。）

	投票年月日	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
衆院(小選挙区)	令和3年10月31日	293,470	154,034	52.49
衆院(比例代表)	令和3年10月31日	293,470	154,011	52.48
参院(埼玉県選出)	令和4年7月10日	293,488	144,276	49.16
参院(比例代表)	令和4年7月10日	293,488	144,246	49.15
県議会議員選挙	令和5年4月9日	289,722	100,868	34.82
県知事選挙	令和5年8月6日	290,568	61,174	21.05

監 査 制 度

1 監査委員

監査委員は、法令によって与えられた権限に基づいて、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を、更に必要があると認めるときは、地方公共団体の財務以外の事務の執行等を監査し、その結果を報告、公表することにより、住民の福祉の増進と効率的な行政の執行に寄与している。

本市の監査委員制度は、昭和 23 年 4 月 1 日川越市監査委員設置条例の施行に伴い、知識経験を有する者と議員のうちから選任された委員 1 人の計 2 人で発足した。

現在の監査委員の定数は 4 人で、識見を有する者のうちから選任された委員 2 人（うち、1 人常勤）と議員のうちから選任された委員 2 人の計 4 人からなり、職員 8 人をもって構成する事務局を設置し、監査事務に携わっている。

委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された委員は 4 年、議員のうちから選任された委員は議員の任期と定められている。

なお、監査委員は独任制の機関のため、監査の結果に関する報告の決定等は、合議を原則としている。また、代表監査委員は、委員の合議によって決定される。

(1) 委員構成

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

氏 名	就任年月日	備 考
中 沢 雅 生	令和 3 年 4 月 1 日	識見を有する者（代表・常勤）
石 川 隆 二	平成 28 年 9 月 2 日	識見を有する者
小野澤 康 弘	令和 5 年 6 月 27 日	市議会議員
桐 野 忠	令和 5 年 6 月 27 日	市議会議員

(2) 監査状況

区分 年度	定期監査及び行政監査 ※上下水道局 定期監査含む (課所)	定期監査及び行政監査 (施設監査) (施設)	定期監査 (工事監査)	財政援助 団体等監査 (団体)	例月出納 検査 (回)	住民監査 請求 (件)	決算審査 (基金の運用状況 審査含)	財政健全化等 審査
令和 3	47	13	3	2	12	1	一般・特別会計 公営企業会計	財政健全化審査 経営健全化審査
令和 4	51	18	3	3	12	0	一般・特別会計 公営企業会計	財政健全化審査 経営健全化審査
令和 5	47	24	3	3	12	0	一般・特別会計 公営企業会計	財政健全化審査 経営健全化審査

※令和 3 年度は上記のほか随時監査を 1 件実施した。

2 包括外部監査

平成 15 年度の中核市移行に伴い、同制度を導入した。

本市では、公認会計士を包括外部監査人として、各年度ごとに包括外部監査契約を締結している。包括外部監査人は、自ら監査テーマを選定し、監査を実施し、「包括外部監査の結果報告書」を各年度内に提出している。

「包括外部監査の結果報告書」に指摘された事項については、それを真摯に受け止め対応していくこととしている。

「包括外部監査の結果報告書」及び措置を講じた事項については、その内容を公表している。

「包括外部監査の結果報告書」

令和 3 年度

テーマ : 「子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について」

川越市包括外部監査人 佐久間 仁志(公認会計士)

令和 4 年度

テーマ : 「環境部の実施する事業の管理及び財務事務の執行について」

川越市包括外部監査人 佐久間 仁志(公認会計士)

令和 5 年度

テーマ : 「高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉の推進に係る事務の執行について」

川越市包括外部監査人 大塚 健一(公認会計士)